

渋谷区災害廃棄物処理計画

令和2年3月

渋谷区

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 災害廃棄物処理の基本的な考え方	2
第4節 対象とする災害	2
第5節 対象とする廃棄物	3
第6節 災害廃棄物発生量の推計	6
1 災害がれき	6
2 し尿	7
3 生活ごみ（片付けごみ、家電4品目、避難所・在宅避難者から排出される生活ごみ） ..	7
第7節 各主体の役割分担	11
1 区の役割	11
2 特別区の役割	11
3 東京二十三区清掃一部事務組合・東京二十三区清掃協議会の役割	11
4 東京都の役割	11
5 区民の役割	11
6 事業者の役割	12
第8節 災害廃棄物等の処理の流れ	13
1 災害廃棄物等の分別、選別、減量化、減容化、再資源化の流れ	13
2 災害廃棄物処理の進め方	14
第2章 災害廃棄物対策（平時）	16
第1節 組織体制と関係機関との連携	16
1 組織体制の検討	16
2 平時から取り組むべき事項	17
3 情報収集・連絡	17
4 協力・支援（受援）体制	18
第2節 区民等への情報提供	21
1 平時の災害廃棄物に関する啓発	21
第3節 災害がれき処理に関する検討	23
1 道路啓開に伴うがれき処理の検討	23
2 損壊家屋等の撤去に関する検討	23
第4節 仮置場に関する検討	25
1 仮置場の確保	25
2 一次仮置場の必要面積	26
3 仮置場候補地の選定プロセス	27

4	一次仮置場の配置計画.....	30
5	仮置場の管理及び運営方法.....	31
6	仮置場の環境対策.....	32
第5節	し尿処理に関する検討.....	34
1	災害時のトイレの確保.....	34
2	マンホールトイレの整備.....	35
3	その他簡易（携帯）トイレ等の備蓄.....	35
4	処理体制の検討.....	36
第6節	生活ごみの処理に関する検討.....	37
1	処理体制の検討.....	37
第3章	災害廃棄物対策（災害時）.....	39
第1節	発災後の時期区分と特徴.....	39
第2節	初動期.....	39
1	初動期における時系列取り組み.....	39
2	初動体制の構築.....	42
3	災害がれきの処理.....	45
4	し尿の処理.....	51
5	生活ごみの処理.....	54
第3節	応急対策期.....	56
1	発生量、要処理量、処理可能量の見直し.....	56
2	公費解体の受付、解体工事.....	56
3	環境モニタリングの実施.....	56
4	国庫補助金の対応.....	56
第4節	復旧・復興期.....	57
1	発災後に策定する計画の見直し.....	57
2	復興資材の有効活用.....	57
3	進行管理.....	57
4	仮置場の原状復帰.....	57
第4章	継続的な計画の見直し.....	59
第1節	教育・訓練の実施.....	59
第2節	災害廃棄物処理計画の見直し.....	59
資料編		
1	用語集.....	60
2	本計画で想定した災害及び被害.....	64
3	災害廃棄物発生量の推計方法.....	68
4	一次仮置場の必要面積の推計方法.....	75

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、以下の2点を目的とする。

- 1 首都直下地震をはじめとする災害に伴い発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全や公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧、復興に資すること。
- 2 平時において、あらかじめ災害廃棄物処理における課題（事態）等を想定し、災害廃棄物の処理体制等を定めること。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、東日本大震災での経験を踏まえて策定された国「災害廃棄物対策指針」や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び災害対策基本法の一部改正、国「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」、「東京都災害廃棄物処理計画」及び「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を踏まえ、「渋谷区地域防災計画（平成30年修正）」と整合性を図るとともに、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、必要となる体制、処理の方法などの基本的事項を定めるものである。

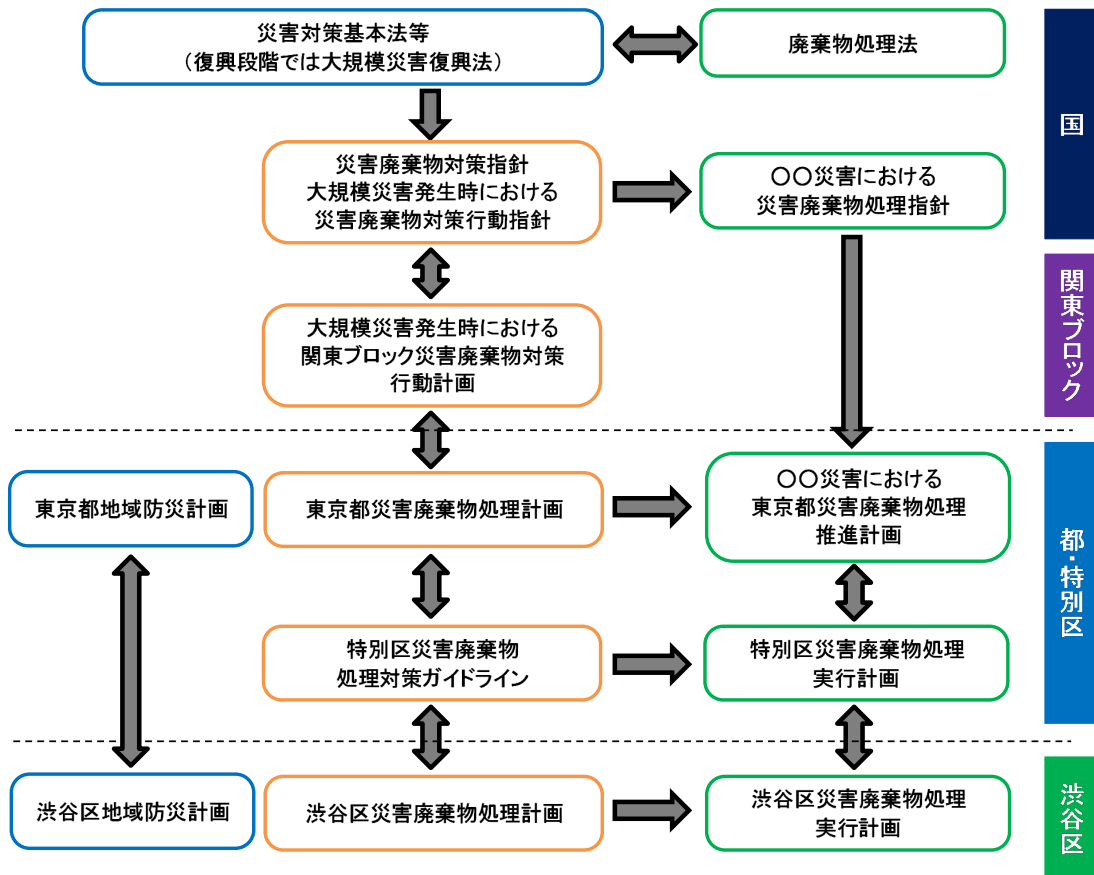


図1 渋谷区災害廃棄物処理計画の位置づけ

第3節 災害廃棄物処理の基本的な考え方

1 計画的な処理

被害状況や災害廃棄物等の発生量・処理能力等を把握し、計画的な処理を推進する。

2 収集処理体制の確保

特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、その他関係機関と連携しながら、収集処理体制に必要な人員、清掃車等の確保を行う。

3 衛生的かつ迅速な処理

廃棄物の腐敗等を防ぎ、公衆衛生を確保するため、迅速な処理に努める。また、平時においても東京都、特別区、その他関係機関との連携を図り、想定外の事案にも対応できるようにリスク管理についても検討する。

4 環境面に配慮した適正な処理

災害時においても、騒音、水質汚濁、土壌汚染等の防止を徹底するなど環境面に配慮し、災害廃棄物の処理を進める。

5 分別とリサイクルによるごみの減量

災害廃棄物の徹底した分別と資源化により、埋立処分量の削減を図る。

6 安全の確保

住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。

第4節 対象とする災害

本計画は、自然災害（地震災害、風水害及び火山災害）を対象とする。

第5節 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物（表 1 赤色枠内）は、災害によって発生、及び被災者や避難者の生活に伴い発生する災害廃棄物（表 1 橙色枠内）と通常的生活から発生する家庭ごみ、し尿とする。

事業者から排出される廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うものとする（有害物質取扱施設における有害物質も含む）。

ただし、平時において区が収集を行っている事業系一般廃棄物、産業廃棄物については、計画に含めて検討する。

表 1 計画の対象とする廃棄物

廃棄物の種類	概要
一般廃棄物	災害廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・被災した住民の排出する生活ごみ[※] (通常生活で排出される生活ごみは除く) ・避難施設から排出される生活ごみ（避難所ごみ）[※] ・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の仮設トイレからのし尿 ・被災した事業場から排出される廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。） ・その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ・し尿 <ul style="list-style-type: none"> ・通常生活で排出される生活ごみ ・通常家庭のし尿（区では通常実施していない）
	事業系一般廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う廃棄物
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法第 2 条第 4 項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

※) 被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：東京都災害廃棄物処理計画

表 2 災害廃棄物の主な種類（選別前）

廃棄物種類	例	配慮事項等
<p>可燃系混合物 混合物のうち、可燃物（木質廃材、廃プラスチック、紙類、繊維等）が比較的多く含まれるもの。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 効率的に処理を行うためできるだけ混合状態としない方が良い。 可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがあるため、火災防止措置の検討が必要。
<p>不燃系混合物 混合物のうち、不燃物（がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦等）が比較的多く含まれるもの。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 効率的に処理を行うためできるだけ混合状態としない方が良い。 金属、プラスチック等を資源化し、残渣は適切に処分する。
<p>木質系混合物 混合物のうち、木造建物（住居・倉庫等）の解体の際に発生した廃木材（柱・梁材等）、内装建材、不用家具等の木質廃材を主体とするもの。</p>		<ul style="list-style-type: none"> リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。 火災防止措置の検討が必要。 立木などの草木類の廃棄物もこれに含まれる。
<p>コンクリート系混合物 混合物のうち、鉄筋コンクリート構造の建物・構造物等の解体、住宅の基礎やブロック塀の撤去の際に発生したコンクリート破片やコンクリート塊（鉄筋混じり）等を主体とするもの。</p>		<ul style="list-style-type: none"> リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破砕等が必要。

廃棄物種類	例	配慮事項等
<p>金属系混合物</p> <p>混合物のうち、鉄骨構造の建物・構造物等の解体の際に発生した鉄骨や、鉄筋、金属サッシ、シャッターのほか、機械類、家電製品（家電リサイクル品目を除く。）等を主体とするもの。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の鉄筋や窓のサッシ、自転車など、分解等が必要。
<p>被災自動車・二輪車</p> <p>※自動車リサイクル法、二輪車リサイクルシステムに則るため、被災自動車、二輪車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。</p> <p>※写真出典：注 1</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分には原則として所有者の意思確認が必要。 ・ 所有者不明の場合は、一定期間公示し、所有権が区に帰属してから当該車両を引き取り業者に引き渡す。
<p>家電 4 品目</p> <p>エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機</p> <p>※写真出典：注 2</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 他のがれき等と混在していない場合は、可能な範囲で分別・保管する。 ・ リサイクルが見込める場合は家電リサイクル法に基づく処理。 ・ リサイクルが見込めない場合は他の廃棄物と一括で処理を行う。

出典：「災害廃棄物の種類」（環境省 災害廃棄物対策情報サイト）

：常総市平成 27 年関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理実行計画

注 1：震災発 https://www.shinsaihatu.com/data/110311tsunami_debris.htm

注 2：災害廃棄物フォトチャンネル（環境省） http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/

第6節 災害廃棄物発生量の推計

本計画では、「渋谷区地域防災計画」における最大規模の被害想定である「東京湾北部地震マグニチュード7.3（冬18時、風速8m/秒）」により推計する。災害廃棄物として発生すると想定されるものは大きく分けて、災害がれき、し尿、生活ごみである。

表3 想定する地震の規模等

想定される被害	発生時刻		冬18時
	震源地		東京湾北部
	規模		マグニチュード7.3
	自然条件		風速8m/秒
想定される避難者数等	避難所生活者数		39,785人
	在宅避難者数		164,393人
	帰宅困難者数		222,342人
建物被害数	木造	全壊	1,179棟
		半壊	3,657棟
	非木造	全壊	288棟
		半壊	1,075棟
	焼失		1,602棟

1 災害がれき

渋谷区における災害がれき発生量は、約73万トンと推計した。

表4 災害がれき発生量推計結果

区分	1棟あたり発生量(t)	廃棄物種類組成(%)					出典等
		コンガラ	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃	
木造	59.1	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9	東京都災害廃棄物処理計画 (巻末資料) (H29.6)
非木造	623.1	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4	
焼失	22.7	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4	

区分	棟数	廃棄物種類別発生量(t)					合計	出典等
		コンガラ	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃		
木造	全壊	1,179	33,097	14,214	976	2,648	18,744	棟数:渋谷区震 災対策基礎調 査 (H30.3)
	半壊	3,657	51,331	22,045	1,513	4,106	29,069	
非木造	全壊	288	152,894	897	12,562	1,615	11,485	
	半壊	1,075	285,349	1,675	23,444	3,014	21,435	
焼失	1,602	21,383	1,855	618	364	12,146	36,365	
合計			544,053	40,686	39,112	11,747	92,879	

2 し尿

避難所からのし尿発生量は、1日あたり約7万ℓ（最大）、在宅避難者によるし尿発生量は1日あたり約5万ℓ（最大）、帰宅困難者によるし尿発生量は1日あたり約14万ℓ（最大）と推計した。

①避難所からのし尿

表 5 し尿発生量推計結果

項目	数量等	出典等
避難所生活者数	39,785 人	渋谷区震災対策基礎調査(H30.3)
し尿発生原単位	1.7 ℓ/日	災害廃棄物対策指針(改訂版)(H30.3)
し尿発生量	67,635 ℓ/日	

②在宅避難者によるし尿

表 6 し尿発生量推計結果

項目	数量等	出典等
在宅避難者数	164,393 人	渋谷区震災対策基礎調査(H30.3)
し尿発生原単位	1.7 ℓ/日	災害廃棄物対策指針(改訂版)(H30.3)
上水道支障率	37.8 %	首都直下地震等による東京の被害想定(H24)
し尿発生量	52,819 ℓ/日	

※断水により仮設トイレ等を利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と想定。

③帰宅困難者によるし尿

表 7 し尿発生量推計結果

項目	数量等	出典等
帰宅困難者数	222,342 人	渋谷区震災対策基礎調査(H30.3)
し尿発生原単位	1.7 ℓ/日	災害廃棄物対策指針(改訂版)(H30.3)
上水道支障率	37.8 %	首都直下地震等による東京の被害想定(H24)
し尿発生量	142,877 ℓ/日	

※断水により仮設トイレ等を使用の場合、全員が使用すると想定。

※事業所内で待機する場合を含む。

3 生活ごみ（片付けごみ、家電4品目、避難所・在宅避難者から排出される生活ごみ）

家財等の片付けごみの発生量は、1年あたり約2,562トン、家電4品目の発生数は合計で約10万台、避難所からの生活ごみ発生量は1日あたり約14トン、在宅避難者による生活ごみ発生量は1日あたり約59トンと推計した。

①片付けごみ（主に粗大ごみを想定）

表 8 片付けごみ発生量推計結果

項目	数量等	出典等
渋谷区粗大ごみ収集量	1,483 t	平成30年度渋谷区年間実績
渋谷区人口	225,717 人	平成30年4月1日現在住民登録人口
粗大ごみ原単位	18.0 g/人日	年間粗大ごみ収集量／人口／365日
粗大ごみ増加率	1.726	出典:東京都災害廃棄物処理計画 「神戸市における阪神大震災時のごみの発生状況 (不燃系ごみの増加率)」
片付けごみ発生原単位	31.1 g/人日	粗大ごみ原単位×粗大ごみ増加率
片付けごみ発生量	2,562 t/年	片付けごみ発生原単位×人口×365日

②家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）

表 9 家電4品目発生量推計結果

項目	数量等	出典等	
全建物棟数	36,497 棟	渋谷区震災対策基礎調査(H30.3)	
世帯数	138,769 世帯	住民基本台帳による世帯数(H31.4.1)	
被害棟数	全壊	1,467 棟	渋谷区震災対策基礎調査(H30.3)
	半壊	4,732 棟	
1世帯あたり 品目ごとの 所有台数	エアコン	2,820 台/世帯	H26全国消費実態調査－地域編 東京都における「二人以上の世帯」1000世帯あ たり主要耐久消費財の所有数量
	テレビ	1,940 台/世帯	
	冷蔵庫	1,108 台/世帯	
	洗濯機・乾燥機	1,012 台/世帯	
1棟あたり世帯数	3.80 世帯/棟	世帯数／全建物棟数	
家電4品目 発生台数	エアコン	41,074 台	
	テレビ	28,257 台	
	冷蔵庫	16,138 台	
	洗濯機・乾燥機	14,740 台	
	合計	100,210 台	

③避難所からの生活ごみ

表 10 避難所からの生活ごみ発生量推計結果

項目		数量等	出典等
生活ごみ収集量	可燃ごみ	26,771 t	渋谷区年間収集実績(家庭生活に由来する生活ごみ量は、渋谷区における組成調査結果から推計した)
	不燃ごみ	1,068 t	
渋谷区人口		225,717 人	平成30年4月1日現在住民登録人口
生活ごみ原単位		338 g/人日	生活ごみ収集量/人口/365日
生活ごみ原単位増加分		23 g/人日	特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン【ごみ編】より排出原単位増加分
生活ごみ発生原単位		361 g/人日	原単位+増加分
避難所生活者数		39,785 人	渋谷区震災対策基礎調査(H30.3)
避難所からのごみ発生量		14 t/日	生活ごみ発生原単位×避難所生活者数

④在宅避難者からの生活ごみ

表 11 在宅避難者からの生活ごみ発生量推計結果

項目		数量等	出典等
生活ごみ収集量	可燃ごみ	26,771 t	渋谷区年間収集実績(家庭生活に由来する生活ごみ量は、渋谷区における組成調査結果から推計した)
	不燃ごみ	1,068 t	
渋谷区人口		225,717 人	平成30年4月1日現在住民登録人口
生活ごみ原単位		338 g/人日	生活ごみ収集量/人口/365日
生活ごみ原単位増加分		23 g/人日	特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン【ごみ編】より排出原単位増加分
生活ごみ発生原単位		361 g/人日	原単位+増加分
在宅避難者人口		164,393 人	渋谷区人口から避難所生活者数、疎開者(区外避難者等)、死者を減じた人口
在宅避難者からのごみ発生量		59 t/日	生活ごみ発生原単位×在宅避難者数

【参考 風水害により生じる災害廃棄物量の試算】

風水害による浸水被害は片付けごみを中心であり、水が引くとすぐに排出が始まるという特徴がある。

風水害により生じた災害廃棄物については、下記の計算式をもとに推計できる。

$$\text{水害廃棄物 (トン)} = 4.6 \times \text{床上浸水世帯数} + 0.64 \times \text{床下浸水世帯数}$$

(「災害廃棄物対策指針 (平成 30 年 3 月環境省)」技術資料 14-2)

この式を用いて、仮に渋谷区の全域において 1 階部分の床上浸水が発生した場合の廃棄物量を試算した結果、発生する水害における家電 4 品目を含む片付けごみ量は約 14 万トンとなる。

渋谷区洪水ハザードマップ（令和元年改訂版）に示された渋谷区の浸水想定区域と比較すると、上記の「渋谷区全域において1階部分の床上浸水が発生」という設定は過大であり、風水害において倒壊家屋からのがれきが生じることは想定しにくい。

さらに、避難所・在宅避難者から排出される生活ごみ及びびし尿が風水害においても地震災害と同程度排出されると想定した場合、上記の設定に基づく水害廃棄物の推計量が地震による災害がれき等の推計量（約73万トン）を大きく下回ることから、本計画では、風水害による災害よりも被害の大きい地震災害をもって検討を進める。

第7節 各主体の役割分担

1 区の役割

災害廃棄物は、区が包括的な処理責任を負っている。区は、自区域内で発生した災害廃棄物について、仮置場等の選定、確保、収集・運搬を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場等の中間処理施設及び民間の処理施設を活用し、特別区や東京都と連携をしながら主体的に処理を行う。

また、特別区内で処理しきれない場合については、必要に応じて東京都と調整し、他府県との広域処理により実施する。

2 特別区の役割

特別区内で発生した災害廃棄物について、連携して収集・運搬、処理を実施する。また、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会で構成され、主に情報収集活動を行う特別区災害廃棄物処理初動本部を組織する。

その後、特別区全体の災害廃棄物処理を円滑に進めるため、特別区災害廃棄物処理対策本部が設置されることとなっている。主な役割としては、情報の整理と発信、車両の配車調整、処理施設へのがれきの搬入調整、二次仮置場・仮設処理施設・資源化一時保管場所の設置及び運営に関する事など、特別区全体の災害廃棄物処理に関する事を行う。

3 東京二十三区清掃一部事務組合・東京二十三区清掃協議会の役割

東京二十三区清掃一部事務組合では、災害廃棄物及び生活ごみの焼却及び破砕などの中間処理を適切に実施する。また、し尿処理の実施、処理施設の被害状況や稼働状況等について特別区に情報提供する。

東京二十三区清掃協議会では、雇上会社の被害状況、出庫可能台数を把握し、廃棄物収集及び運搬にかかる配車調整業務などを行う。

4 東京都の役割

東京都は、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被災状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、被災区に代わって東京都が処理主体として、直接廃棄物処理を担うことがある。

5 区民の役割

区民は、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理のため、排出時のルールを守ることや分別の徹底など、区、都及び行政機関が行う災害復旧・復興事業に協力するとともに、被災者が一日も早く生活を再建することができるよう、相互に協力するよう努める。

6 事業者の役割

平時において、渋谷区内から発生するごみ量の約7割は事業系ごみと推測される。

災害時に、事業者から生じる事業系ごみは原則、排出者責任のもと事業者が処理することとなるので、平時に分別や再生利用、再資源化等の適正処理のため、処理業者と災害時の対応についてあらかじめ協議することが必要である。

また、廃棄物処理等に関連する事業者は、区、都及び行政機関が行う災害復旧・復興事業に協力する。

第8節 災害廃棄物等の処理の流れ

1 災害廃棄物等の分別、選別、減量化、減容化、再資源化の流れ

区内での道路啓開から生じるがれきの分別、被災建築物の分別解体や一次仮置場における片付けごみ等の選別、特別区で運営する二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進するとともに、埋立処分量を低減する。被災した家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）、自動車、二輪車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。危険物及び有害物は、適正に保管し、確実な処理を行う。

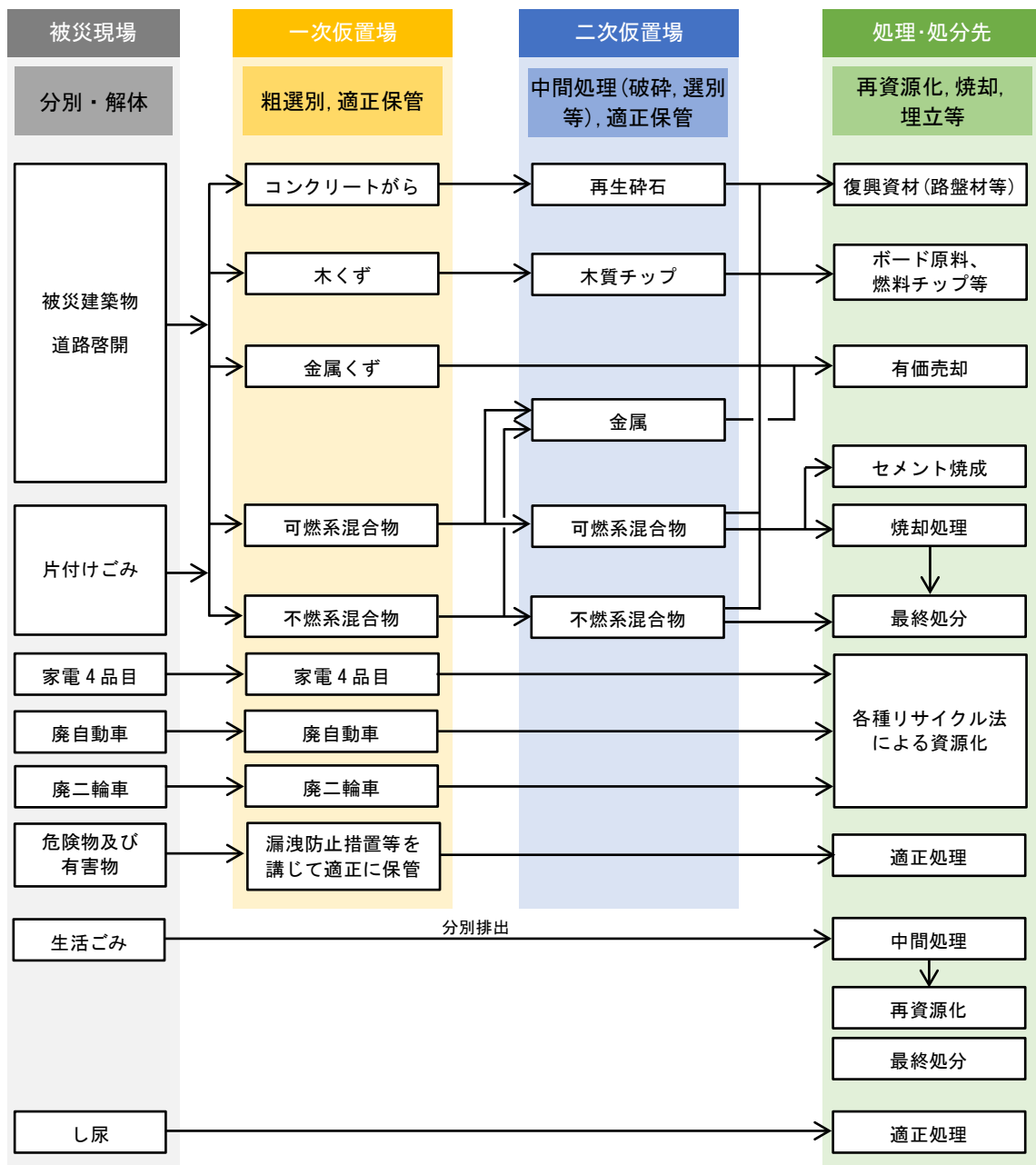


図2 災害廃棄物の標準処理フロー

出典：東京都災害廃棄物処理計画を基に作成

2 災害廃棄物処理の進め方

発災当初の3日間は人命救助を最優先に活動するため、道路啓開の際に生じた災害がれき処理について対応、検討する。

初動期、応急対策期の取り組みについては、以下の点を踏まえつつ表の通り実施する。

- ・情報収集について
- ・生活ごみ・し尿の処理について
- ・初動期、応急対策期・復旧復興期のスケジュール及び処理期間の設定について

発災後 経過期間	取組事項	
初動期 (発災後1か 月程度)	迅速な体制 整備に向け た準備	<p>【組織体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理の実行体制を整備する。 ○ 収集運搬体制を確立する。
	被害状況の 把握、住民 周知、仮置 場等運営	<p>【被害状況の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、処理施設、避難所、雇上会社、協定締結先の被害状況の把握をする。 <p>【道路啓開の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定締結先と連携しながら道路啓開を進める。生じたがれき等は速やかに応急集積場所に運搬し、保管する。 <p>【避難所ごみ、し尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設、被災者の受入、避難所生活が開始されるため、避難所ごみ、し尿の収集運搬、処理体制を整備する。 <p>【被災住民の排出する生活ごみ、し尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民による生活ごみの排出が開始されるため、被災現場からの生活ごみの収集方法を決定する。 ○ 生活ごみの分別方法等に関する住民周知を行う。 ○ 必要に応じて地区集積所の設置・運営を行う。 <p>【収集運搬の開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ し尿の汲み取り、簡易（携帯）トイレの収集運搬の開始。 ○ 避難所の生活ごみ、被災住民の排出する生活ごみの収集運搬を開始する。 ○ 車両が不足する場合は東京都に広域支援要請をする。 <p>【仮置場の設置・運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一次仮置場を確保し、設置する。運営は環境対策、危険物対策を講じ安全に行う。 <p>【実行計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災建築物棟数、廃棄物処理施設等の集約を行う。 ○ 災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の暫定値を算定する。 <p>【処理ルート of 整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二次仮置場への廃棄物の搬入、破碎、選別等を開始する。 ○ 処理施設への搬入、中間処理、最終処分を実施する。

<p>応急対策期 (～3 か月程 度)</p> <p>・</p> <p>復旧復興期 (～3 年程 度)</p>	<p>公費解体の 受付や解体 工事、災害 廃棄物処理 の継続、円 滑な処理ル ートの確保</p>	<p>【公費解体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公費解体の申請の受付を開始し、順次、解体工事を開始する。 ○ 公費解体の受付や解体工事を継続し、排出現場での分別をできる限り行う。 <p>【処理ルート整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の収集運搬、処分や仮置場管理業務に関する委託契約を締結する。 ○ 二次仮置場への廃棄物の搬入、破碎、選別等を継続する。 ○ 処理施設への搬入、中間処理、最終処分を引き続き実施する。 ○ 必要に応じて、都外施設への広域処理を実施する。 ○ 復興資材の品質評価、搬出を開始するとともに、搬出先を拡大する。
	<p>処理体制の 継続的改善</p>	<p>【公費解体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公費解体の受付や解体工事を継続し、排出現場での分別をできる限り行い、二次仮置場へ搬入するとともに、適宜、渋谷区災害廃棄物処理実行計画を更新し、効率的な解体を進める。 <p>【処理ルートの最適化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都内施設、都外施設への搬出を継続する。 ○ 復興資材の品質評価、搬出を継続する。 ○ 進捗状況を踏まえ、人材や資機材の配分の最適化を行う。
	<p>処理完了に 向けた準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮置場の閉鎖準備を行う（早期に閉鎖できる場合は早期に着手）。 ○ 公費解体受付終了に関する区民への周知を行う。 ○ 仮置場の現状復旧を行う。

第2章 災害廃棄物対策（平時）

第1節 組織体制と関係機関との連携

1 組織体制の検討

災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に進めるため、平時に災害廃棄物処理体制の構築を行う。災害廃棄物の処理における総合調整については環境政策部清掃リサイクル課が担当する。

災害時の際には、環境政策部、土木部及び都市整備部の関係各課と連携し、災害廃棄物処理を進める必要があるため、平時において関係各課と組織体制について渋谷区地域防災計画をもとに検討する。

渋谷区地域防災計画の災害対策本部における災害廃棄物処理に係る組織及び分掌事務を「表12 災害対策本部の組織及び分掌事務（災害廃棄物処理）」に示す。

また、体制については、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、関係機関との連携が必須になることも踏まえて組織する。

表 12 災害対策本部の組織及び分掌事務（災害廃棄物処理）

災害対策本部 災対土木清掃部	災害対策班	分掌事務
[統括部長] 土木部長	道路・土木施設班 管理課長 道路課長 交通政策課長 街路事業課長	道路、橋梁等の被害状況調査に関する事 公園、児童遊園地、河川等の被害状況等の調査及び 保全管理に関する事 緊急輸送路の確保に関する事 土木施設の応急復旧対策に関する事 民間協力団体との連絡調整に関する事 他班の支援に関する事
[清掃担当部長] 環境政策部長	がれき処理班 公園課長	災害廃棄物（震災がれき）処理連絡会の設置に関する事 災害廃棄物（震災がれき）仮置場の選定及び手配に 関する事 都及び関係機関との連絡調整に関する事 他班の支援に関する事
	ごみ処理班 清掃リサイクル課長	ごみ・し尿処理に関する事 東京二十三区清掃一部事務組合との調整に関する 事 災害廃棄物（震災がれき）の処理に関する事 他班の支援に関する事
	環境対策班 環境政策課長 環境整備課長	粉じん対策に関する事 アスベスト飛散防止対策に関する事 災害廃棄物（震災がれき）仮置場の周辺環境対策に 関する事 その他環境対策に関する事 他班の支援に関する事

災害対策本部	災害対策班	分掌事務
災対建設部		
[統括部長] 都市整備部長	住宅支援班 都市計画課長 住宅政策課長 まちづくり第一課長 まちづくり第二課長 まちづくり第三課長 渋谷駅中心五街区課長 副参事（渋谷駅周辺計 画調整担当課長）	応急仮設住宅需要数の把握及び入居計画に関する こと 応急仮設住宅用地の選定及び建設に関すること 応急仮設住宅の入居者募集及び選定に関すること 応急仮設住宅の管理に関すること 一時提供住宅に関すること 被災住宅相談に関すること 家屋解体処理に関すること 都及び関係機関との連絡調整に関すること 帰宅困難者対策の支援に関すること 他班の支援に関すること

出典：渋谷区地域防災計画

2 平時から取り組むべき事項

平時に検討すべき内容は、東京都災害廃棄物処理計画に基づき、表 13 のとおりとする。

表 13 平時に取り組むべき事項

項目	取組事項
全般 (連携・調整)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定、見直し ・業務手順、様式等の整備（マニュアル等の作成） ・庁内関連部局との連携強化 ・自区域内における関係主体との連絡体制の整備（災害協定の締結） ・都外自治体との連携強化 ・関係機関との協定締結 ・区民への広報・周知活動 ・災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施と実施状況の把握
災害がれき関連	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の選定、準備 ・自区域内における処理施設や処理可能量の把握 ・人材、資機材の現況把握・確保
ごみ処理関連	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ、避難所ごみの対応策の検討（処理施設被災時） ・人材、資機材の現況把握・確保
し尿処理関連	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理の対応策の検討（処理施設被災時） ・災害用トイレの確保

3 情報収集・連絡

災害廃棄物処理に必要な情報に関して、内容及び情報取得先について整理し、関係機関との情報連絡体制を構築する。情報収集及び連絡にあたっては、通常の連絡手段が使用出来ない場合を想定し、複数の通信手段（防災システム、電話、FAX、メール、携帯電話、防災行政無線・MCA 無線等）を確保する。

表 14 被災時に収集すべき情報

被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの被害状況 ・避難所開設箇所・避難人員数・仮設トイレ必要数等 ・廃棄物処理施設等の被災状況、復旧見通し
収集運搬体制	<ul style="list-style-type: none"> ・道路被害、障害物等の状況、道路啓開進捗状況 ・収集運搬車両の状況
廃棄物発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物等の発生状況 ・仮置場の状況
発生量推計に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・建物被災状況 ・その他がれき発生状況

4 協力・支援（受援）体制

災害時、「第 1 章第 7 節 各主体の役割分担」で前述した特別区や東京都等と協力をしながら、災害廃棄物処理を進めることが必須となるが、その他関係機関とも協力・支援体制の構築、検討が必要となる。

区の職員や資機材だけでは、十分な災害廃棄物処理体制の構築ができない場合、災害対策本部との調整に基づき区と締結した協定締結先の団体への支援要請や災害廃棄物処理支援ネットワーク等の活用をする。

平時においては、各関係団体等との体制の構築、さらに協定先の拡大や内容の見直しを行う。また、協定に基づく活動等における責任については、個別の原因に応じて、協定書等で責任の所在をあらかじめ取り決める。

（1）協定締結先団体

区は、他自治体と相互応援協定を締結しており、災害対策本部に対し職員及び資機材の派遣などを要請する。

さらに、災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定や重機類等の提供に関する協定、災害時における石油類等の優先供給に関する協定等に基づき、必要に応じて要請する。

表 15 他自治体との相互応援協定

協定先団体	協定名称	内容
品川区、目黒区、大田区、世田谷区	災害時における城南 5 区相互応援協定	備蓄品の供給、職員の派遣など、被害の大きい区の要請を受け、相互応援を行う。
鹿児島県鹿児島市	鹿児島市及び渋谷区災害時相互応援に関する協定	応急物資・資器材の提供、応急復旧に必要な職員の派遣等
秋田県大館市	渋谷区及び大館市の災害時における相互応援に関する協定	応急物資・資器材の提供、応急復旧に必要な職員の派遣等

東京都羽村市	渋谷区及び羽村市災害時相互応援協定	食糧・飲料水及び生活必需品供給に必要な資器材の提供、被災者の一時収容施設の提供等
長野県飯田市	災害時相互応援協定	食糧・飲料水及び生活必需品供給に必要な資器材の提供、被災者の一時収容施設の提供等
静岡県河津町	渋谷区及び河津町の災害時における相互応援に関する協定	応急物資・資器材の提供、応急復旧に必要な職員の派遣等
長崎県佐世保市	渋谷区及び佐世保市災害時相互応援に関する協定	応急物資・資器材の提供、応急復旧に必要な職員の派遣等

表 16 団体等との応急対策活動に関する協定

協定先団体	協定名称	内容
渋谷区建設業協会	災害時における道路障害物除去等 応急対策活動に関する協定	道路障害物の除去等により応急対策活動に要する道路の確保
渋谷区造園建設業防災協力会	災害時における道路障害物除去等 応急対策活動に関する協定	通行の妨げになる樹木の伐採、木造工作物の裁断撤去、その他道路の障害物の除去
渋谷区建設業協会・渋谷区重機類提供協力会	災害時における重機類等の提供に関する協定	応急対策活動に要する道路の確保作業で必要とする重機類等の提供
東京都下水道局中部管理事務所	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設への搬入及び受入れ
東京都豆腐商工組合渋谷支部	災害時における井戸の使用に関する協定	災害時の井戸の使用協力（生活用水の確保）
東京都公衆浴場業環境衛生同業組合渋谷支部	災害時における井戸の使用に関する協定	災害時の井戸の使用協力（生活用水の確保）
東京都石油商業組合渋谷支部	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	応急対策活動で必要とする車両用燃料及び発電機等に使用する燃料の優先供給

(2) ボランティアとの連携

震災等の大規模災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担っている。災対受援総務部ボランティア班は、渋谷区社会福祉協議会と協働し、渋谷区災害ボランティアセンターの開設・運営を行う。

災害時、ごみ出しが困難になると想定される障がい者、高齢者への支援やボランティアへのごみの分別や排出ルール等の周知方法について、検討する。

(3) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

災害廃棄物処理支援ネットワークは、環境省地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成される人的なネットワークで、発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う組織である。平時から地方自治体による事前の備え（災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等）の支援等の活動を行っており、必要に応じて助言を求める。

第2節 区民等への情報提供

災害廃棄物の処理を円滑に進めるための、区民等への情報提供の時期、内容等について、あらかじめ検討を行う。情報提供手段についても同様に検討し、複数の情報提供手段が確保されるよう努める。

1 平時の災害廃棄物に関する啓発

迅速な災害廃棄物の処理が求められることから、区民が平時から災害廃棄物への理解を深めることができるよう、発災時の災害廃棄物の分別の重要性や排出・収集運搬に関するルールについて普及啓発を行う。啓発にあたっては、外国語を使用する区民にも理解しやすいよう、多言語での情報提供を行う。

表 17 区民等への普及啓発の内容

区分	情報提供内容
災害がれき	<ul style="list-style-type: none">仮置場の開設場所、利用方法被災家屋の解体・撤去等に関する手続き
し尿	<ul style="list-style-type: none">家庭における簡易（携帯）トイレの備蓄について仮設トイレ・マンホールトイレ等、断水時に使用できるトイレの位置、設置についてし尿排出のルール
生活ごみ	<ul style="list-style-type: none">災害時の分別・排出のルール災害時の収集に関する事項便乗ごみの排出、不法投棄、野焼きの禁止
その他	<ul style="list-style-type: none">情報伝達方法・ルート災害時の問合せ窓口、問合せ手法

(1) チラシ等による啓発

災害廃棄物処理に関するチラシを作成、出張所、区施設、町会に配付し、区民の災害廃棄物への理解を深める。発災時においては、災害廃棄物等の分別や排出のルールなどを記載したチラシを作成し、周知の徹底を図る。

(2) 区ニュース・ホームページ・SNS・渋谷のラジオによる啓発

区ニュース及びホームページを活用し、災害廃棄物処理に関して広く周知するとともに、発災時の情報提供について、区公式媒体の SNS や渋谷のラジオを活用する。

(3) 防災教育の充実

区では、区民の防災行動力を高めるため、総合防災訓練（防災フェス）、地域の防災訓練、防災講話（防災キャラバン）を実施している。参加体験型の訓練や学習の機会を通

じて、災害廃棄物処理についても、併せて啓発を図る。

(4) 各種マニュアルへの掲載

①避難所運営マニュアル

災害時、避難所においても、ごみ・し尿が発生し、衛生上迅速に回収する必要がある。衛生上特に優先的に回収しなければならない品目について、あらためて分別方法や排出ルールについて取り決める。

②渋谷区民防災マニュアル

区民への防災意識啓発を目的とした「渋谷区民防災マニュアル」において、引き続き、在宅避難での簡易（携帯）トイレ等の備蓄の必要性について周知し、災害廃棄物についても記載する。

第3節 災害がれき処理に関する検討

1 道路啓開に伴うがれき処理の検討

過去の災害時の事例等を踏まえ、災害発生直後の道路啓開作業に伴って発生するがれきの処理について、処理までの流れと役割分担、車両及び重機等の確保、関係機関との事前調整について、あらかじめ取り決める。

2 損壊家屋等の撤去に関する検討

災害発生直後に通行上支障のある損壊家屋等、倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去・解体の優先順位等の処理までの流れと役割分担、車両及び重機等の確保、関係機関との事前調整について、あらかじめ取り決める。検討にあたっては、表19「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成23年3月25日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）を参考とする。

区においては、仮置場が不足することが想定されるため、仮置場に搬入する前への分別の徹底、さらには、仮置場に搬入せずに、処理施設に直接搬入することも含めて検討する必要がある。

また、損壊家屋の撤去等の際、思い出の品や貴重品などが出てくることが考えられる。所有者や相続人等の立ち合いが得られない場合も想定されることから、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取り扱いのルールをあらかじめ作成する。

表18 思い出の品・貴重品の例と想定される取り扱いルール

	思い出の品	貴重品
品物の例	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳等	金庫、財布、通帳、印鑑、キャッシュカード、貴金属等
想定される取り扱いルール	<ul style="list-style-type: none">・ 思い出の品の定義・ 回収・保管方法・ 返却要領	<ul style="list-style-type: none">・ 保管管理の場所・方法・ 返却要領

表 19 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要

【指針の概要】

- (1) 倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。
- (2) 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。
- (3) 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。

【作業・処理フロー】

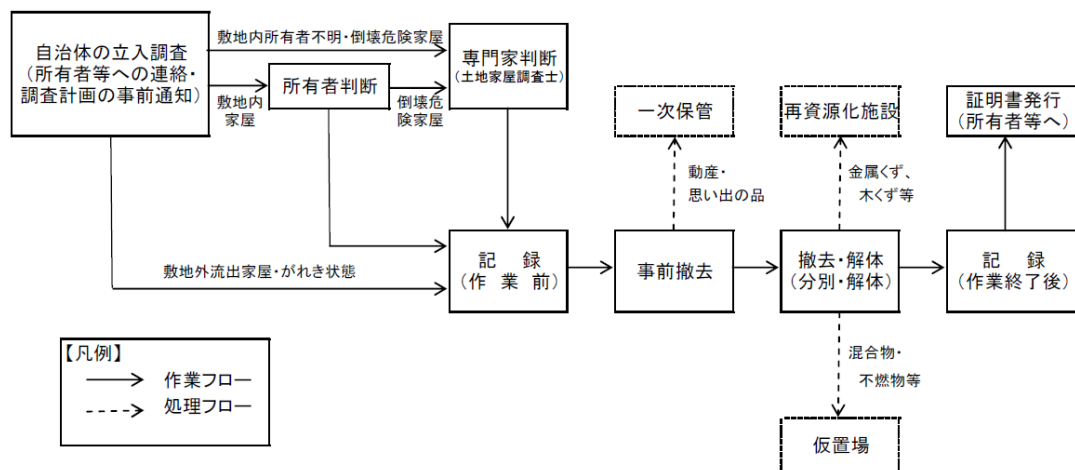


図 3 損壊家屋等の解体・撤去に関するフロー

【留意点】

- ・ 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。
- ・ 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
- ・ 撤去・解体の作業開始前および作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- ・ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- ・ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 1-15-1 (H26. 3)

第4節 仮置場に関する検討

1 仮置場の確保

発災後、災害によって発生したがれきやごみを分別・保管するスペースを確保し、「応急集積場所」、「地区集積所」及び「一次仮置場」等の仮置場を、区の責任において速やかに設置する必要があるため、平時において、仮置場の候補地の選定をする。

図4に設置主体及び設置時期の流れ、表20に仮置場の種類と定義を示す。

一次仮置場では、廃棄物の種類ごとに置場のエリアを指定し、可能な限り粗選別しながら搬入すると同時に、バックホウ等の重機や展開選別により、後の再資源化や処理・処分を念頭に粗選別する。一次仮置場において粗選別された災害廃棄物は、特別区で複数設置される予定の「二次仮置場」へ運搬され、種類に応じた処理を行う。

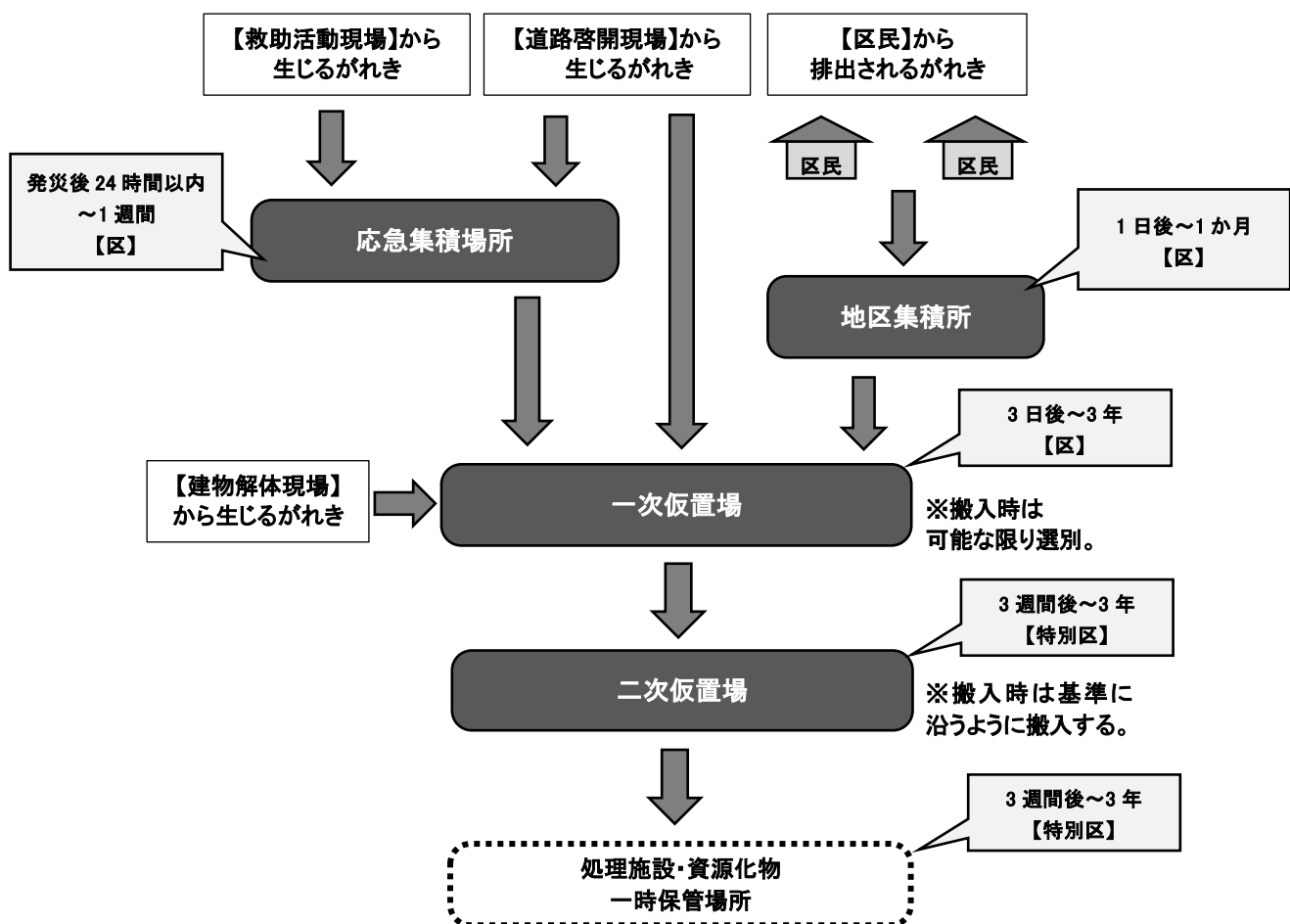


図4 災害がれきのフロー及び仮置場等の運用時期

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン【がれき編】より作成

表 20 仮置場の種類と定義

種類	定義
応急集積場所	救助活動、道路啓開等により発生するがれきの一時的な仮置場。
地区集積所	区民が自らがれき等を搬入する仮置場。
一次仮置場	応急集積場所、地区集積所等から区が収集したがれきを集積し、分別後処理施設または二次仮置場に搬出するまでの間、保管する。
二次仮置場	各区の一次仮置場のがれきを集積し、再度分別した後、破碎または焼却等の処理をするまでの間、保管する仮置場で、仮設処理施設や資源化物の一時保管場所を併設することもある。特別区内全域で数か所の設置を想定している。
資源化物一時保管場所	中間処理をしたがれきを買取業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する。

2 一次仮置場の必要面積

前章で検討した災害廃棄物の発生量を基に推計した仮置場の必要面積は、災害がれき、片付けごみ、家電4品目の合計で約23万㎡となった。推計に当たっては、都市域であることを踏まえ、災害がれきについては搬入と同時に搬出されることを想定して、搬入期間を1年間、処理期間を3年間、片付けごみ及び家電4品目については搬入期間、処理期間ともに1年間として算定をした。

区が管理する公園の総面積は約12万㎡であり、区の公園だけでは仮置場の必要面積の確保ができないと想定される。そのため、平時において、公園以外の公有地の活用や民有地の借り上げ等を検討し、仮置場の確保に努める必要がある。

区内で確保が難しい場合においては、特別区、東京都と協議し、仮置場の確保ができるように、広域での対応の要請について取り決める。

また、迅速な処理をするため、区民に対して排出時のごみの分別の徹底を求め、また、民間処理業者との協定の締結を進める。

①災害がれき

表 21 廃棄物種類別がれき置場面積

項目	単位	コンガラ	木くず	金属くず	その他 可燃	その他 不燃	合計	出典等
発生量	t	544,053	40,686	39,112	11,747	92,879		
搬入期間	年	1	1	1	1	1		
処理期間	年	3	3	3	3	3		
処理量	t	181,351	13,562	13,037	3,916	30,960		
集積量	t	362,702	27,124	26,075	7,831	61,919		
見かけ比重	t/㎡	1.1	0.4	1.1	0.4	1.1		災害廃棄物対策指針技術資料18-2
積上げ高さ	m	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
作業スペース割合	—	1	1	1	1	1		
必要面積	㎡	131,892	27,124	9,482	7,831	22,516	198,845	

②片付けごみ

表 22 片付けごみによる仮置場面積

項目	数量等	出典
発生量	2,562 t	
見かけ比重	0.13 t/m ³	ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版(全国都市清掃会議) ※可燃性粗大ごみ 0.1t/m ³ 不燃性粗大ごみ 0.15t/m ³ の平均値
積上げ高さ	5 m	災害がれきと同様5mとした。
作業スペース割合	1	通路等の作業スペースとして、集積スペースと同じ面積が必要とした。
必要面積	7,883 m ²	

③家電4品目

表 23 家電4品目による仮置場面積

項目	単位	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機・衣類乾燥機	出典等
再商品化等処理台数	千台	3,426	1,896	3,363	3,881	平成30年度における家電リサイクル実績について(環境省)
再商品化等処理重量	t	140,782	35,867	208,414	153,151	
単位重量	kg/台	41.1	18.9	62.0	39.5	処理重量/処理台数
発生台数	台	41,074	28,257	16,138	14,740	
発生重量	t	1,688	535	1,000	582	発生台数×単位重量
合計	t				3,804	

※テレビはすべて液晶テレビとした。

項目	単位	数量等	出典
発生量	t	3,804	
見かけ比重	t/m ³	0.15	ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版(全国都市清掃会議) 不燃性粗大ごみの見かけ比重
積上げ高さ	m	2	再商品化を見越して、2mとした。
作業スペース割合	—	1	通路等の作業スペースとして、集積スペースと同じ面積が必要とした。
必要面積	m ²	25,361	

3 仮置場候補地の選定プロセス

災害発生後、仮置場を確保することは喫緊の課題であり、平時において「応急集積場所」、「地区集積所」及び「一次仮置場」の候補地を選定する。

災害廃棄物対策指針では、地方公共団体は、主に以下の点に留意して仮置場候補地を選定するものとされている(災害廃棄物対策指針 第2編 1-6(5))。

- ① 空地等は、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ、仮置場の候補地を選定する。候補地の選定にあたっては必要に応じて地元住民と平時に調整を行う。
- ② 住宅や事業所が密集した都市域においては、被害想定に見合った仮置場用地の確保が困難な場合がある。このようなケースでは、試算上の必要面積に満たずとも可能な限り候補地を選定する。
- ③ 空地等は、発災直後や復旧・復興時など時間軸の変化により、必要とされる用途が変化する場合があることに留意する。

上記の観点を参考に、表 24 にある渋谷区地域防災計画の仮置場候補地及び次の公有地等を中心に、表 25 に示す条件及び個別の候補地の事情を考慮して、平時において仮置場の候補地を選定、検討し、関係機関と調整したうえで決定する。

- ①公園、廃棄物処理施設、グラウンド、都有地及び国有地
- ②今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な駐車場等の民有地（借り上げ）
- ③二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい場所

なお、渋谷区地域防災計画に示す仮置場候補地は、表 24 のとおりである。

表 24 仮置場候補地（渋谷区地域防災計画）

名称	候補地
応急集積場所 (第一仮置場)	区立代々木深町小公園、はるのおがわコミュニティパーク、都立代々木公園
一次仮置場 (第二仮置場)	区立恵比寿公園、都立代々木公園
二次仮置場 (第三仮置場)	記載なし

※都立代々木公園は、自衛隊等の救出救助活動拠点となっているため、調整が必要

表 25 仮置場候補地の選定にあたってのチェック項目

項目	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地が望ましい ・地域住民との関係性が良好である ・(民有地の場合)地権者数が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため 	
面積	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・広いほど良い(3,000m²は必要) ・ただし、渋谷区においては広い面積の確保が困難であることから、面積要件を満たさない土地でも、他の条件を多く満たす場合は仮置場候補地として選定を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な分別のため
	二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・広いほど良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設処理施設等を設置する必要があるため
平時の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の校庭は避けた方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状復旧の負担が大きくなるため 	
他用途での利用	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため 	
望ましい設備	<ul style="list-style-type: none"> ・使用水、飲料水を確保できること(貯水槽で可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合の対応のため ・粉じん対策、夏場における熱中症対策のため 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・電力が確保できること(発電設備による対応も可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設処理施設の電力確保のため 	
土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> ・諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き、確認に時間を要するため 	
土地基盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装されているほうがよい ・水はけの悪い場所は避けたほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤が硬いほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下が発生しやすいため 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水管が存在しないほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため 	
地形・地勢	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦な土地がよい 起伏が少ない土地がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の崩落を防ぐため ・車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に障害物(構造物や樹木等)が少ないほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な仮置場の整備のため 	
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・変則形状でないほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウトが難しくなるため 	
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路の交通量は少ないほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路は幅員 6.0m 以上がよい 2車線以上がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型車両の相互通行のため 	
搬入・搬出ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の出入口を確保できること 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の搬入・搬出のため 	
輸送ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅に近いほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため 	
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい ・企業活動や住民の生業の妨げにならない場所がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道路線に近接していないほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の鉄道への影響を防ぐため 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開の優先順位を考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に復旧される運搬ルートを活用するため 	

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 18-3(H31.4) を基に作成

4 一次仮置場の配置計画

一次仮置場の配置計画の検討にあたっては、以下の点に留意する。

【人員の配置】

- ・ 出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。
- ・ 分別指導や荷下ろしの補助のための人員を配置する。

【出入口】

- ・ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置する。
- ・ 損壊家屋の撤去等に伴い発生した災害廃棄物を搬入する場合、その搬入量や搬出量を記録するため、出入口に計量器（簡易なものでよい）を設置する。なお、簡易計量器は片付けごみの搬入量・搬出量の管理にも活用可能であるが、住民による搬入時には渋滞等の発生の原因になることから、計量は必須ではない（省略できる）。仮置場の状況や周辺の道路環境を踏まえ判断する必要がある。

【動線】

- ・ 搬入・搬出する運搬車両の動線を考慮する。左折での出入りとし場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

【地盤対策】

- ・ 仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業が行いやすいよう鉄板を手当する。
- ・ 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、遮水シート敷設等による漏出対策について必要に応じて検討する必要がある。

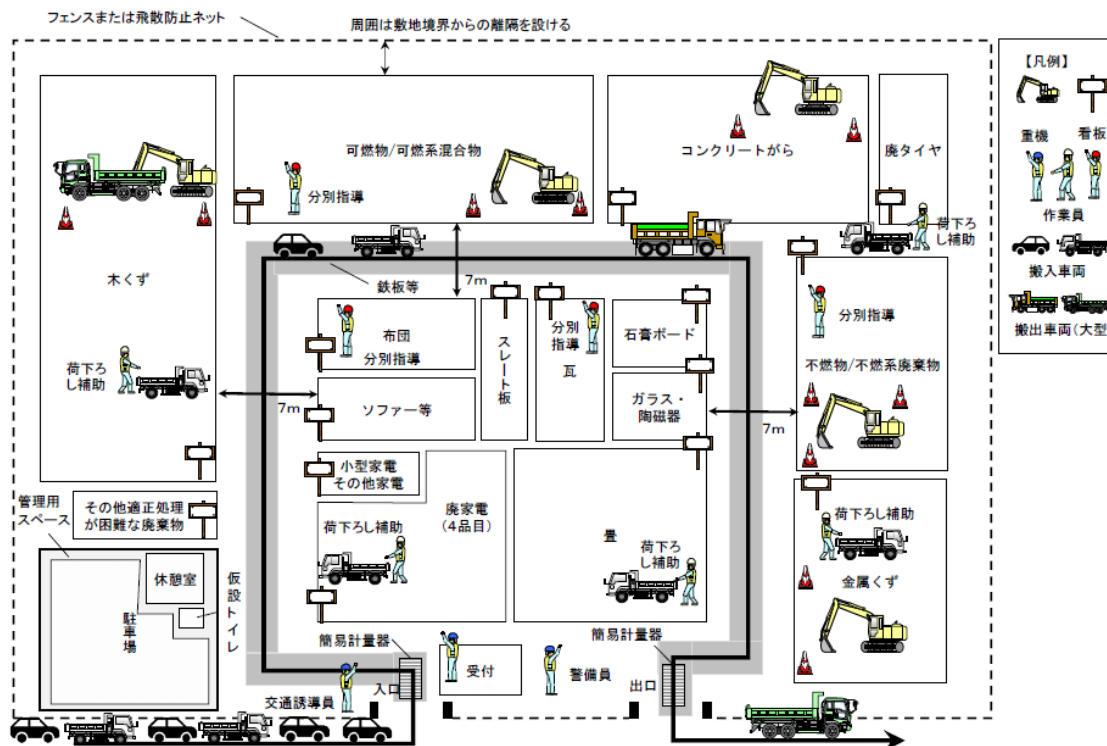
【災害廃棄物の配置】

- ・ 災害廃棄物は分別して保管する。
- ・ 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。地震と水害では、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害の種類に応じて廃棄物毎の面積を設定する。
- ・ 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- ・ 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。
- ・ スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。またシートで覆うなどの飛散防止策を講じる。
- ・ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・ 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。

【その他】

- ・ 市街地の仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。
- ・ 木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破碎したほうが二次仮置場へ運搬して破碎するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破碎機を設置することを検討する。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 18-3(H31. 4)



※上図は、面積が1ヘクタール程度の一次仮置場を想定したものであり、水害の場合で発災から1～2ヶ月程度経過した時点をも想定したものである。
 場内道路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用の大型車両の通行も考慮し設定する。
 面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。
 可能であれば品目毎に1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務したり、分別指導と荷下ろし補助を兼務させる等の対応が必要である。
 地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファ、畳等は便乗ごみとして排出される可能性があるため、配置計画に当たってはこれらを除外することを含めた検討が必要であり、それは災害時に必要であることに留意する。

図 5 一次仮置場の配置計画（レイアウト）例

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 18-3 (H31.4)

5 仮置場の管理及び運営方法

仮置場の管理及び運営は、専門的な知識が求められ、かつ多くの人員と重機等の資機材が必要になるため、管理及び運営を事業者へ委託することや災害時相互応援協定に基づく態勢等を活用することも視野に入れて検討し、従事者の安全の確保を徹底する。

家電4品目、パソコン、自動車、危険物、有害廃棄物等については、専門の処理ルートにより処理することとし、平時において処理ルートを確認する。

また、平時において必要な人員や資機材を把握し、自治体等の協定締結先と協定内容の検討を行う。また、発災時の人員及び資機材確保のプロセスについて協議を行う。

表 26 に、一次仮置場の運営に必要な資機材の例を示す。

表 26 一次仮置場の運営に必要な資機材

区分	主な資機材	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付バックホウ	廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両への積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴（踏み抜き防止用の靴、またはインソール）、耳栓等	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量	○	
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音対策、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防じんネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯・投光機・水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場の周辺の掃除（美観保全）		○

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 17-1(H31.4)

6 仮置場の環境対策

仮置場の環境対策として、下記の項目について以下のとおり検討することとする。

(1) 環境モニタリング

発災時に迅速に対応できるよう、モニタリングを行う環境項目及び方法は平時に検討する。原状復帰の際に仮置場設置前の状況と比較をする必要があるため、平時に仮置場設置前に行う土壌等のサンプリング方法も検討する。

(2) 衛生管理

悪臭防止、雨水による発酵抑制、ねずみや害虫等の発生予防の対策を行う。

(3) 火災予防対策

可燃物や木屑の積み上げ高さは5m以下とし、圧密・発酵による火災の予防対策を行う。消火器、防火水槽等の消防設備、カセットボンベや灯油タンク等の危険物対策、消防車両の活動スペースや動線の確保について、検討する。

(4) 粉じんの飛散防止対策

粉じんの飛散防止対策として、飛散防止ネットや集じん機の設置、破碎時の散水、仮置場内の散水車による散水等を行う。

(5) 水質汚濁・地下水・土壌汚染防止対策

防水シート・鉄板の敷設やコンクリート舗装等による、有害物質等を含む災害廃棄物を取り扱う場所の土壌及び地下水の汚染防止対策、有害物質をテント内で保管するなどの降雨対策を行う。

(6) アスベスト対策

飛散しやすい石綿等は、原則として現場から直接専門業者に引き渡し、一次仮置場への受入れはしないこととする。やむを得ず、一次仮置場に廃石綿等を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行うこととし、廃石綿等の分別は原則行わない。

一次仮置場に石綿等の保管場所を設置する場合には、石綿に関する受入荷姿、受入れる廃棄物の区分、必要な書類等に関して、受入れの基準を定める。

さらに、石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管することとする。また、受入れの際には検査を実施し、石綿含有廃棄物が他の区分のものと混在していないことを確認する。

石綿成形板等の分別においては、解体等の現場において実施することが原則であり、やむを得ない場合には、石綿が飛散しないように、表 27 の作業手順で実施する。

表 27 石綿含有廃棄物に関する作業手順

分別場所の周辺の養生	分別場所の周辺には粉塵等の飛散防止幕を設置し散水施設等を設置する。
石綿成形板などの分別	原則手作業とし、石綿成形板を原形のまま分別する。処分又は再生のための破碎又は切断は原則として行わない。
破碎及び切断	収集・運搬のためやむを得ず破碎又は切断をする場合には、散水等によって十分に湿潤化した後に、必要最低限度の破碎又は切断を行う。
石綿成形板の分別後の措置	分別した石綿成形板等は、一時保管基準に従い、適切に区分して保管する。 収集・運搬のため、破碎又は切断が必要な場合には、適切な方法により石綿の飛散防止に努める。

第5節 し尿処理に関する検討

1 災害時のトイレの確保

区においては、避難所だけでなく在宅避難者や帰宅困難者からのし尿発生も想定され、災害時におけるトイレの確保は急務である。

避難所においては、断水時にあっても、下水道に障害がない場合、トイレ用水としてプール、井戸水を確保し、マンホールトイレを設置して対応する。トイレ用水が不足する場合については公衆浴場組合や豆腐商工組合との協定により井戸水を確保する。

一方で、マンホールトイレが使用できない場合には、避難所に備蓄してある簡易（携帯）トイレ及び仮設トイレで対応する。

ただし、渋谷区及び特別区ではバキューム車の不足が想定されるため、くみ取りを要する仮設トイレの使用は可能な限り少なくするよう努める必要がある。

さらに、在宅避難者や従業員等の事業所内待機の可能性も考慮し、平時において各自、簡易（携帯）トイレの備蓄を進める必要がある。

平時においては、区民や事業者への簡易（携帯）トイレの備蓄や災害時のマンホールトイレ等の使用方法に関して普及啓発を行う。

なお、災害時のし尿の発生から処分までの具体的な流れは図6のとおりである。

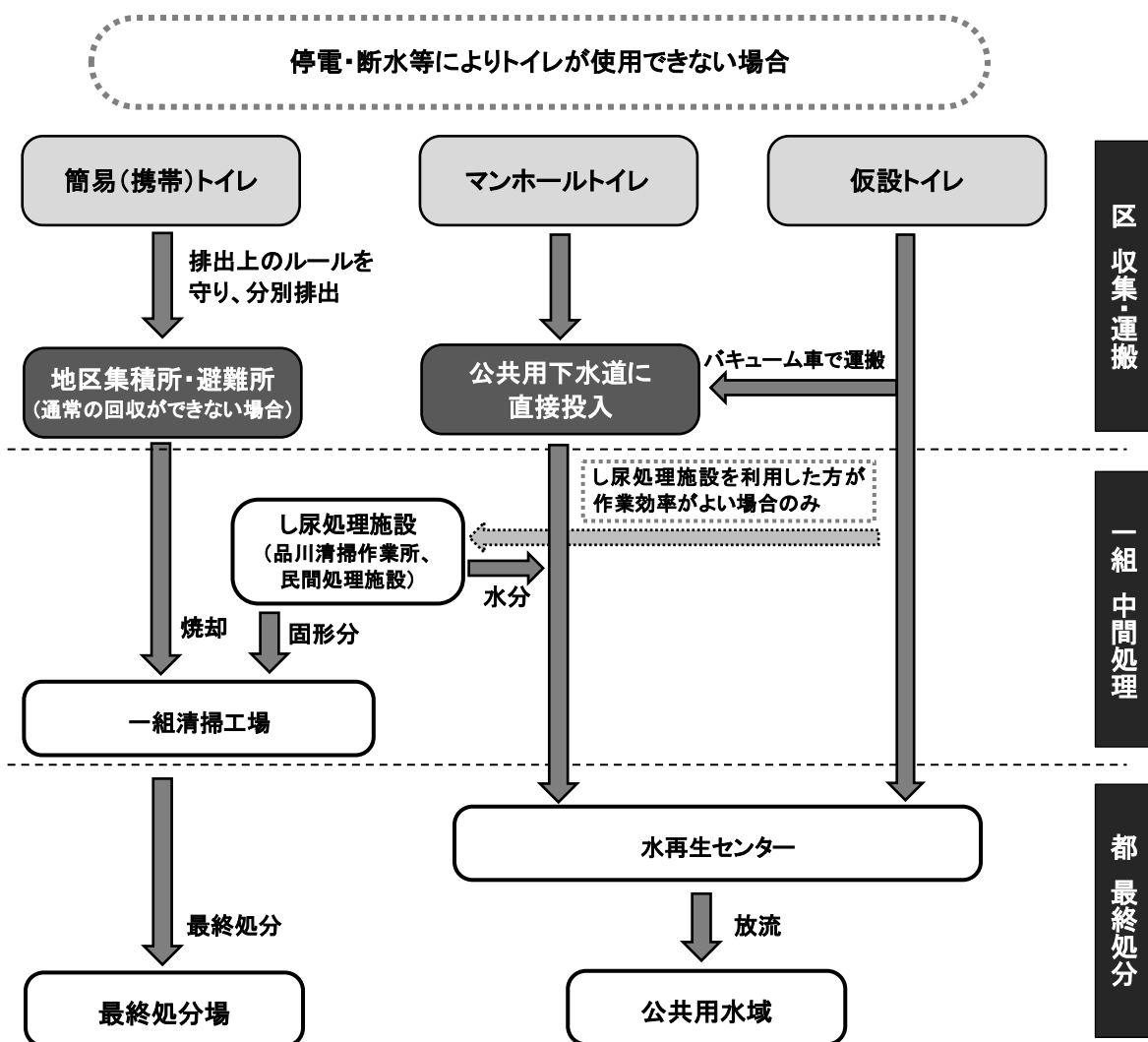


図 6 し尿の発生から処分までの基本的な流れ

2 マンホールトイレの整備

区では、避難所となる小中学校へのマンホールトイレの整備を完了している。また、東京都下水道局では、マンホールトイレが発災時に機能を発揮できるよう、平成 13 年度から避難所等の下水道管とマンホールの接続部の耐震化を進めており、さらに他の区有施設等から排水を受け入れる下水道管についても、同様に耐震化を進め、平成 29 年度末時点で 88 施設の耐震化が完了し、引き続き耐震化を推進している。

3 その他簡易（携帯）トイレ等の備蓄

避難所として使用される施設には、簡易（携帯）トイレ用の排便収納袋やマンホールトイレ、仮設トイレが備蓄されている。

4 処理体制の検討

簡易（携帯）トイレの使用及び仮設トイレが設置された場合、それぞれ収集運搬をする必要があるため、平ボディ車またはダンプ車、バキューム車の必要台数を確保する必要がある。

平時においては、必要車両の確保のため、協定締結をしておく。さらに、特別区や東京都と協同し、収集運搬車両の確保や処理施設の確保についても努める。

表 28 避難所に備蓄されているトイレ関連用品

備蓄倉庫	排便収納袋	移動式便所 (介護用)	マンホールトイレ 洋式	マンホールトイレ 洋式 トイレシューター	マンホールトイレ テントセット	マンホールトイレ 大型テントセット	ベンキック 和式	ベンキック 洋式	ベンキック用 汚水処理剤	マンホール 開閉器具	災害用 トイレ内 ランタン
加計塚小	2,430袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個	1個	10個
臨川小	2,950袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個	1個	10個
長谷戸小	1,620袋	2台	1台	15枚	1張	1張	3台	1台	1個	1個	5個
猿楽小	1,630袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個	1個	10個
鉢山中	1,190袋	2台	10台	30枚	5張	2張	3台	1台	3個	1個	10個
広尾小	2,290袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個	1個	10個
広尾中	960袋	2台	10台	30枚	8張	2張	6台		6個		10個
常磐松小	740袋	2台	10台	30枚	8張	2張	5台	1台	6個	1個	10個
商工会館	400袋	2台					3台	1台		1個	
セルリアン	490袋	2台					5台	1台	10個		
神南小	520袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台		4個		10個
松濤中	1,400袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個	1個	10個
富谷小	2,510袋	2台	10台	30枚	7張	2張	5台		6個		10個
上原小	2,070袋	2台	7台	21枚	9張	1張			1個		7個
上原中	1,630袋	2台	7台	30枚	8張	2張		1台		1個	7個
代々木中	1,850袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個	1個	10個
西原小	2,070袋	2台	6台	30枚	8張	2張	4台		4個	2個	10個
スポーツセンター	1,640袋	2台	7台		6張	3張	8台	8台	5個	4個	
幡代小	1,400袋	2台	10台	30枚	8張	2張	2台	2台	4個	2個	10個
代々木山谷小	450袋	2台	9台	27枚	8張	2張				2個	10個
代々木の杜	1,550袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個	1個	10個
鳩森小	1,630袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個		10個
千駄谷小	1,410袋	2台	10台	30枚	8張	1張	3台	1台		1個	10個
原宿外苑中	1,410袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個	1個	10個
原宿の丘	1,410袋	2台	2台				3台	1台	4個		
神宮前小	1,850袋	2台	5台	15枚	4張	1張	3台	1台	4個	2個	5個
笹塚小	4,160袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	4個	1個	10個
笹塚中	2,510袋	2台	10台	30枚	8張	2張	3台	1台	6個	2個	10個
中幡小	2,730袋	2台		15枚			4台		4個		5個
本町学園	2,870袋	2台	14台	60枚	8張	2張	3台	2台		1個	10個
本町第2G	3,310袋	2台	6台		12張	3張	3台	1台	4個	2個	
つばめの里		2台	6台	21枚	6張	1張				1個	
フレンズ本町											
拠点倉庫	12,150袋			24枚						4個	
計	67,230袋	64台	250台	798枚	210張	53張	99台	33台	112個	37個	239個

出典：渋谷区地域防災計画(H30)

第6節 生活ごみの処理に関する検討

1 処理体制の検討

災害時には、通常生活の家庭から排出される生活ごみに加えて、避難所から排出される生活ごみ、被災した区民の排出する片付けごみ及び家電4品目を処理する必要がある。

また、道路、区関連施設、清掃工場、雇上会社の被災状況及び職員の参集状況を把握し、早期に収集できるように努める。

東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会等の関係機関と連携を図り、人員及び車両の確保に努める。また、被害状況によっては、衛生面の観点から腐敗しやすい生ごみ等を優先に収集することとし、平時に排出ルールを取り決める。さらに、区民に対し、災害時の生活ごみの回収時期、分別方法の周知、通常の収集ができない場合の具体的対応等について事前周知を行う。

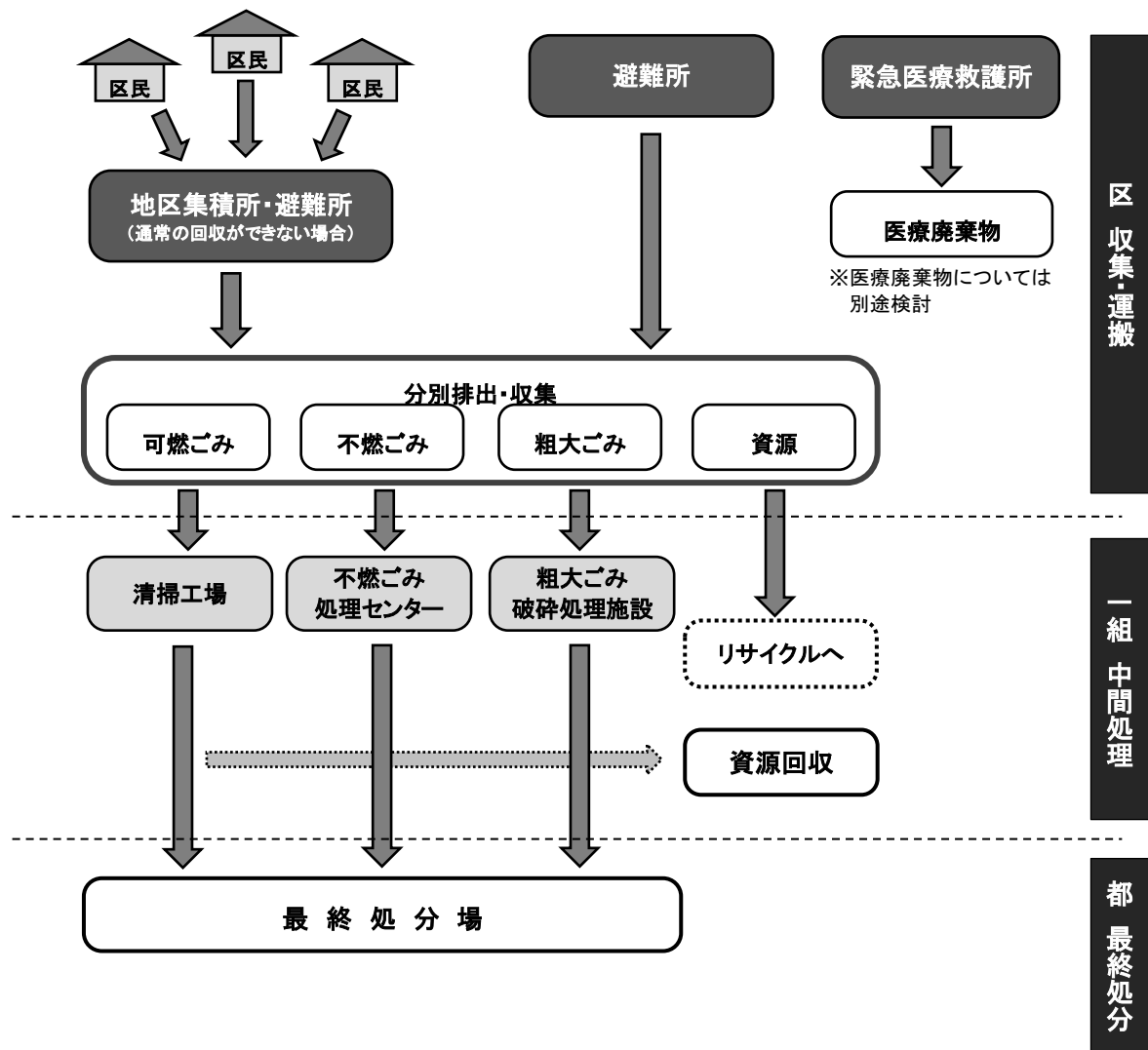


図7 生活ごみの発生から処分までの基本的な流れ（片付けごみ、家電4品目除く）

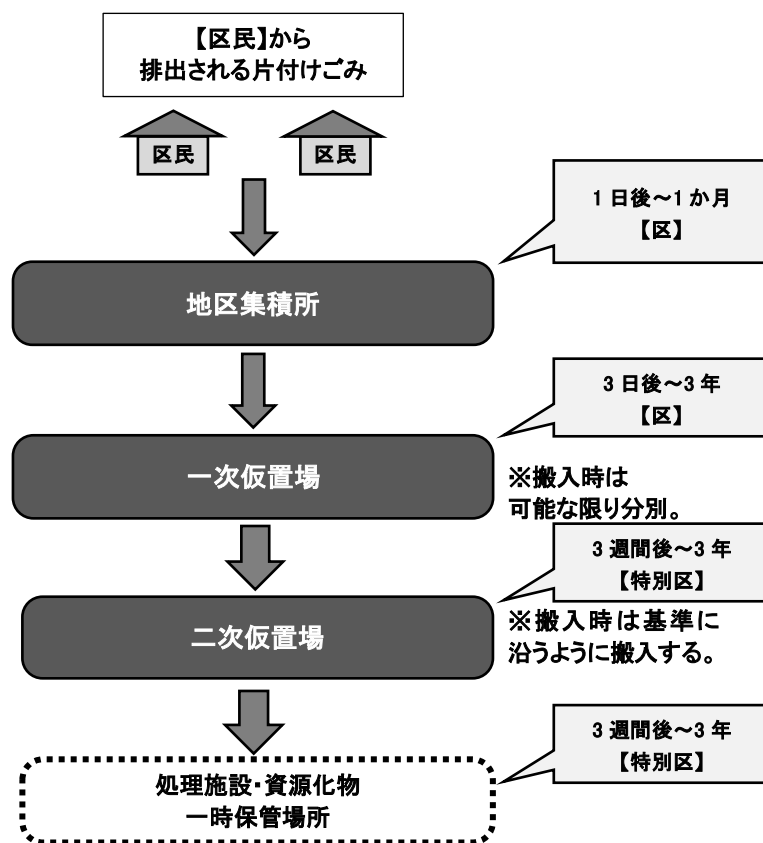


図 8 生活ごみの発生から処分までの基本的な流れ（片付けごみ、家電 4 品目）

第3章 災害廃棄物対策（災害時）

第1節 発災後の時期区分と特徴

発災後の時期区分と特徴を表 29 に示す。時期区分は東京都災害廃棄物処理計画に準じ、初動期は発災後 1 か月程度、応急対策期は 3 か月程度、復旧・復興期は 3 年程度までとした。

表 29 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時期目安
初動期	前半	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後 72 時間
	後半	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～1 か月程度
応急対策期		人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3 か月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3 年程度

出典：東京都災害廃棄物処理計画を基に作成

第2節 初動期

1 初動期における時系列取り組み

災害廃棄物の処理においては、初動体制が重要であることから、初動期（発災後～1 か月程度）は表 30、表 31 に示す対応事項に重点的に取り組む。

表 30 初動期における時系列対応（災害がれき）

項目	発災～24時間	～72時間(3日間)	～2週間	～1か月
情報収集・提供	道路等の被災・復旧状況の情報収集・共有			
	特別区災害廃棄物処理初動本部		特別区災害廃棄物処理対策本部	
応急集積場所の確保		処理関連施設の被害状況の把握		
	応急集積場所、地区集積所、一次仮置場の被害状況の把握			
地区集積所の確保	道路啓開の実施			
	協定締結先の被害状況の把握、協力支援要請			
がれき処理方針	応急集積場所の確保			
	応急集積場所の設置・管理			
一次仮置場の開設		地区集積所の確保		
		地区集積所の設置・管理		
倒壊の危険のある建物の解体・撤去			区民への広報	
			がれき処理能力把握	
がれき処理の開始			がれき等発生量・処理量推計(随時見直し)	
			がれき処理方針策定	災害がれき処理実施計画の作成
		仮置場必要面積算定		
		一次仮置場の確保		
		一次仮置場の管理・運営		
		道路啓開がれきの運搬		
		解体・撤去の実施		
		貴重品・思い出の品等の取扱い		
			広域処理の調整(車両等)	
			二次仮置場の確保	
			二次仮置場の管理・運営	
			民間処理施設での処理	
			一組施設での処理	
			再資源化の実施	
			最終処分の実施	

表 31 初動期における時系列対応（ごみ・し尿）

項目		発災～24時間	～72時間(3日間)	～2週間	～1か月	
避難所ごみ・生活ごみ	情報収集・提供	避難所開設状況の把握				
		道路等の被害・復旧状況の情報収集・共有				
	生活ごみ処理実施計画	→	特別区災害廃棄物処理初動本部の設置・運営			
		→	雇上業者の被害状況の把握・配車調整			
		→	協定締結先への協力要請(特別区)			
				↓	ごみ発生量の推計	
				↓	清掃工場への搬入調整	
				↓	災害時ごみ処理実施計画の策定	
				↓	区民・事業所への周知・広報	
					↑	収集運搬の開始
ごみ収集・運搬				↑	収集運搬車両の広域支援要請	
し尿	応急対策の実施	トイレの使用・便器の設置				
	情報収集・提供	避難所開設状況の把握				
		下水道・し尿処理関連施設の被災状況・稼働状況の把握				
	マンホールトイレの設置	→	特別区災害廃棄物処理初動本部の設置・運営			
		→	マンホールトイレの設置・井戸水の確保			
	簡易(携帯)トイレの使用	→	簡易(携帯)トイレの設置			
	仮設トイレの設置	→	便槽型仮設トイレの設置			
	し尿処理実施計画の作成	→	し尿処理実施計画の作成			
	し尿収集・運搬・処理体制の確保	→	協定締結先への協力要請			
					↓	家庭用・事業所簡易(携帯)トイレ等の収集運搬
					↓	し尿収集運搬の開始

2 初動体制の構築

(1) 災害廃棄物処理体制の構築

発災後、災害対策本部が設置された場合、災対土木清掃部において、環境政策部、土木部及び都市整備部の関係各課から構成される「災害廃棄物処理連絡会」を開催し、災害廃棄物処理本部を設置する。災害廃棄物処理本部においては環境政策部清掃リサイクル課が全体的な総合調整を担当することとし、その他関係部署と連携しながら災害廃棄物処理を進める。

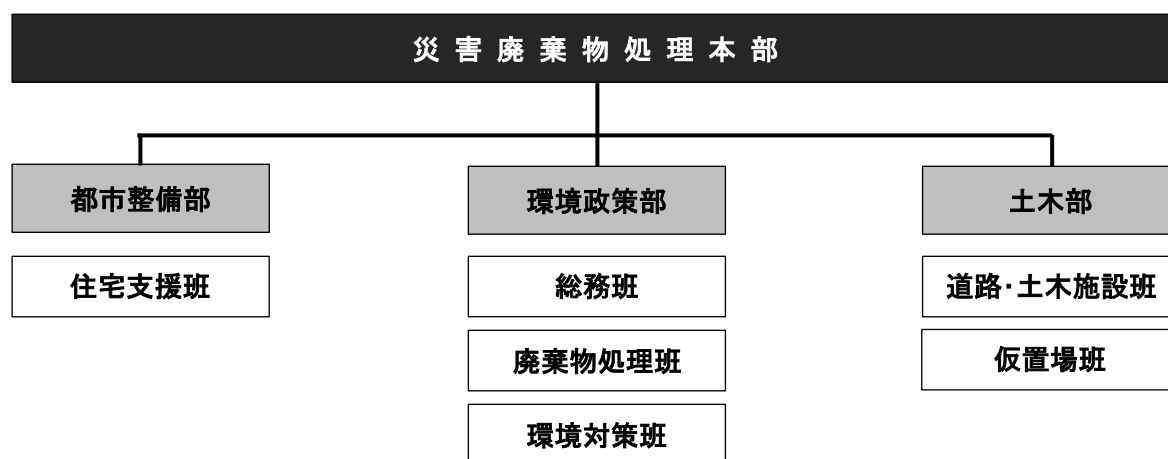


図 9 災害廃棄物処理体制（発災時）

表 32 災害廃棄物処理本部 役割分担（案）

班	担当部課	災害廃棄物処理に係る主な業務
総務班	環境政策部（清掃リサイクル課）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理連絡会の開催に関すること ・災害廃棄物処理本部の設置に関すること ・災害廃棄物処理全体に関する総合調整 ・広報に関すること ・都及び関係機関との連絡調整 ・渋谷区災害廃棄物処理実行計画の策定
仮置場班	土木部（公園課）	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき処理に関する総合調整 ・仮置場の選定及び手配 ・仮置場の管理運営及び災害がれき等の受入の調整 ・都及び関係機関との仮置場に関する連絡調整
廃棄物処理班	環境政策部（清掃リサイクル課）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の収集運搬に関すること ・災害廃棄物等の処理に関すること ・清掃関連団体との調整に関すること
道路・土木施設班	土木部（管理課、道路課、交通政策課、街路事業課）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開 ・道路がれき撤去 ・区民への周知、区民相談等 ・派遣職員、燃料、車両等の調達管理
環境対策班	環境政策部（環境政策課、環境整備課）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に係る事業者指導 ・産業廃棄物、適正処理困難物等管理 ・仮置場の環境対策
住宅支援班	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋解体処理に関すること

（２）特別区災害廃棄物処理初動本部との情報連絡体制の構築

災害廃棄物処理本部（総務班）は、特別区全体の災害廃棄物処理を円滑に行うために設置される「特別区災害廃棄物処理初動本部」に職員を派遣し、情報連絡体制を構築する。

（３）協定締結先への協力支援要請

災害廃棄物処理本部（道路・土木施設班）は、がれき等の運搬に関する協定締結先との連絡手段を確保し、道路啓開及びがれき運搬等に関する協力支援を要請する。

（４）渋谷区災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物処理本部（総務班）は、災害廃棄物処理の以下の対応策等をまとめた実行計画を策定する。

I 計画の基本的事項

1. 実行計画策定の目的
2. 計画の位置づけ
3. 役割分担
4. 基本方針
5. 被災状況及び処理見込量
6. 分別及び処理方法
7. 処理期間

II 処理計画

1. 集積計画（応急集積場所、地区集積所、一次仮置場の設置）
2. 運搬計画
3. 受入基準
4. 作業計画

III 実施スケジュール

IV 計画の見直し

V 処理フロー

3 災害がれきの処理

(1) 情報の収集及び共有

①区内の被害状況の把握

災害廃棄物処理本部（総務班、道路・土木施設班）は、災害対策本部と連携し、以下の情報を収集し、関係機関と共有するよう努める。

- ・災害の発生状況（発生日時・場所、被害概要）
- ・道路・橋梁の被害・障害物等の状況
- ・がれき処理上道路啓開を優先する箇所
- ・道路啓開の進捗状況
- ・道路の復旧状況、交通状況
- ・家屋等の倒壊及び焼失状況
- ・清掃関連施設周辺の道路の被災状況

②処理施設の被害状況の把握

災害廃棄物処理本部（総務班）は、特別区災害廃棄物処理初動本部等を通じて、東京二十三区清掃一部事務組合管理施設、最終処分場、民間処理施設の被害状況を確認し、稼働状況、復旧の目処を把握する。

③協定締結先の被害状況の把握

災害廃棄物処理本部（総務班）は、協定締結先の被害状況を把握する。

(2) 道路啓開の実施

災害廃棄物処理本部（道路・土木施設班）は、区内の被害状況を把握、必要な重機を確保し、道路啓開を実施する。重機が不足する場合には、協定締結先に要請し、重機を確保する。

道路啓開後に生じたがれきについては、災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）と連携し仮置場（応急集積場所）に運搬する。運搬の際には、迅速な処理のため、平ボディ車等に可能な限り分別して積み込むこととする。

(3) 応急集積場所の設置・管理

災害廃棄物処理本部（仮置場班）は、道路啓開作業により発生するがれきを一次仮置場が設置されるまでの間、適切に保管するため、一時的な仮置場として、被害の甚大な地域及び道路啓開現場付近に、土地所有者の許可を得て、応急集積場所を確保して設置、適切に管理する。

なお、応急集積場所に一時的に仮置きしたがれきは、一次仮置場等の設置後、速やかに一次仮置場に運搬する。

(4) 地区集積所の設置・管理

災害廃棄物処理本部（仮置場班、廃棄物処理班）は被害の状況等を考慮し、区民が自らがれき等を搬入する地区集積所設置の検討をし、迅速に設置場所を決定する。設置後は、場所、危険物も含めた排出ルール及び分別方法等について速やかに広報する。

管理に関しては、区または民間で管理することとし、災害廃棄物処理本部（環境衛生班）は環境衛生対策に取り組む。

(5) 区民への広報

災害廃棄物処理本部（総務班）はがれき処理における区の対応について、広報による周知徹底を図る。

広報を行う際には、出張所や町会へのチラシの配付、区ホームページ、区ニュース、SNS、渋谷のラジオ等利用可能な媒体を同時に活用する。

広報する内容としては、以下の項目とする。

- ・がれきの処理方法
- ・仮置場（地区集積所、一次仮置場）の設置状況及び搬入について
- ・分別の徹底
- ・不法投棄、便乗ごみ及び野焼きの禁止の徹底
- ・区の間い合わせ・相談窓口

(6) がれき処理方針及び災害がれき処理実施計画の作成

災害廃棄物処理本部（総務班）は、建物種類（木造・非木造）別、被害区分（全壊・半壊・焼失）の被害棟数からがれきの発生量及び処理量を推計し、がれき処理の優先順位、処理期間、処理に当たっての方針等を示したがれき処理方針を策定する。がれき処理方針には、以下の事項について記載し、策定後、東京都及び特別区災害廃棄物処理初動本部に提出する。

1. 処理方針策定の目的
2. 渋谷区の被害状況
3. 予想される処理対象がれき量（総量及び種類別がれき量）
4. がれき処理の考え方
 - ・処理の優先順位
 - ・一次仮置場の早期開設と搬入
 - ・処理期間（処理の目標期間）
 - ・自区内処理・広域処理の方針
 - ・運搬手段、再資源化、分別方法、処理業者の選定、搬出先
 - ・健康及び環境配慮、経費の削減
 - ・災害がれき処理実施計画の策定（実施計画策定の目途）
 - ・特別区災害廃棄物処理対策本部との連携

なお、処理の優先順位は廃置等の腐敗性のがれき、木くず等の可燃物、コンクリートがら等の不燃物の順とする。

次いで、がれき処理方針を具体化した災害がれき処理実施計画の策定を行う。災害がれき処理実施計画には、以下の事項について記載する。策定後、東京都及び特別区災害廃棄物処理対策本部に提出する。

1. 基本的事項
・ 目的、計画の位置づけ、役割分担、処理の基本方針、処理期間
・ 被災状況及び処理見込み量、分別及び処理方法
2. 処理計画
・ 集積計画、運搬計画、受入基準、作業計画
3. 実施スケジュール
4. 計画の見直し
5. 処理フロー

(7) 一次仮置場の開設

①がれき発生量の把握及び仮置場必要面積の推計

災害廃棄物処理本部（仮置場班）は、被災状況を踏まえ、がれきの組成及び発生量を推計し、一次仮置場の必要面積を推計する。

②一次仮置場の確保

災害廃棄物処理本部（仮置場班）は、がれき発生量、平時に検討した一次仮置場の候補地及び候補地周辺の道路の被害状況等を考慮し、がれきの一次仮置場を候補地の中から選定し、確保する。

区内で、必要な土地の確保が困難な場合、東京都に対し、都有地及び国有地の貸与を要請する。さらに、民有地の借上げの要請や特別区と調整し、直接二次仮置場もしくは処理施設に搬入することも検討する。

仮置場候補地は、表 33 のとおりとする（再掲）。

表 33 仮置場候補地（渋谷区地域防災計画）（再掲）

名称	候補地
応急集積場所 （第一仮置場）	区立代々木深町小公園、はるのおがわコミュニティパーク、都立代々木公園
一次仮置場 （第二仮置場）	区立恵比寿公園、都立代々木公園
二次仮置場 （第三仮置場）	（記載なし）

※都立代々木公園は、自衛隊等の救出救助活動拠点となっているため、調整が必要

③一次仮置場の設置及び管理・運営

災害廃棄物処理本部（仮置場班）は、仮置場の設置及び管理・運営を行う。被害状況に

よっては、専門的な知識を有する事業者に委託することとし、必要に応じて災害時相互応援協定に基づく支援を要請する。

仮置場の設置にあたり、以下の作業を行う。

- ・仮置場の範囲の指定
- ・分別区分ごとの区切りの設置
- ・搬入許可証受付所の設置、受入日報の作成
- ・場内ルートの設定
- ・従事者の安全の確保の徹底

また、処理の効率化、リサイクルの向上のため、一次仮置場での災害廃棄物の分別区分を以下の通りとし、徹底を図る。

(特別区共通)

【一次仮置場に十分な面積を確保できる場合】

- ・可燃物（昼は別にする）
- ・木くず
- ・不燃物
- ・金属くず
- ・コンクリートがら
- ・アスファルトくず
- ・家電、自動車
- ・危険物、有害廃棄物（種類ごとに分別）
- ・上記に分別困難な混合物

【一次仮置場に十分な面積を確保できない場合】

- ・現場から排出する時点で分別し、A 一次仮置場は可燃物と木くず、B 一次仮置場は不燃物と金属くずの様に、一次仮置場ごと廃棄物の種類を変える方法も検討する。
- ・現場で分別し、コンクリートがらや金属くずを現場に残し危険物や可燃性の物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

【一次仮置場がほとんど確保できない場合】

- ・現場で分別し、直接二次仮置場へ搬入する。

④一次仮置場の環境対策等の実施

災害廃棄物処理本部（環境対策班）は、平時に検討したとおり、一次仮置場において環境モニタリングの実施、衛生管理、火災予防対策、粉じんの飛散防止対策、水質汚濁・地下水・土壌汚染防止対策、石綿（アスベスト）対策等の環境対策を実施する。

(8) 倒壊の危険がある建物の解体・撤去

災害廃棄物処理本部（住宅支援班）は、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）に基づいて平時の検討を行った優先順位に基づき、倒壊の危険のある建物等の解体・撤去を行う。また、建物等の解体に係る区民相談窓口を開設するとともに、公費解体の範囲について、国等の方針に基づき決定する。

撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な

保護具を着用して作業を実施する。また、建物内に有害物質及び危険物の存在が確認された場合においては、状況を確認し、二次災害防止対策を的確に行い、適切に処理をする。

廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、可能な限り焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。一次仮置場が不足する場合においては、特別区と調整し、直接二次仮置場もしくは処理施設に搬入することとする。

(9) 東京都への運搬車両等の広域支援要請

災害廃棄物処理本部（総務班）は、区が締結している協定先等だけではがれきの運搬車両等を確保できない場合、特別区災害廃棄物処理初動本部または特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都に対し、広域支援の要請をする。

(10) 二次仮置場の設置・運営

二次仮置場の設置、運営は特別区共同で行い、実務は特別区災害廃棄物処理対策本部において執り行うこととなっている。

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、特別区災害廃棄物処理対策本部の指示により、一次仮置場で粗選別したがれきを分別基準に沿う形で二次仮置場に搬入する。

なお、二次仮置場から処理施設、広域処理の積み出し施設等までがれきを運搬する車両の確保、管理は特別区災害廃棄物処理対策本部において、決定、指示を行う。

(11) 民間処理施設での処理

がれきの搬入調整は特別区災害廃棄物処理対策本部において、決定し、指示を行う。

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、特別区災害廃棄物処理対策本部に一次仮置場に保管しているがれき重量を二次仮置場の分別基準ごとに報告する。

その後、災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、特別区災害廃棄物処理対策本部の搬入枠の設定に基づき、民間処理施設に連絡後、一次仮置場からがれきを搬入する。

(12) 東京二十三区清掃一部事務組合での処理

がれきの搬入調整は特別区災害廃棄物処理対策本部において決定、指示を行う。

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、一次仮置場に保管されている粗大ごみの重量を可燃系、不燃系ごとに、特別区災害廃棄物処理対策本部に報告する。

その後、災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、特別区災害廃棄物処理対策本部の搬入枠の設定に基づき、一次仮置場からがれきを搬入する。

(13) 再資源化の実施

がれき処理にあたっては、埋立処分量削減のため可能な限り再資源化する。災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）または特別区災害廃棄物処理対策本部は、民間処理施設で処理された資源化物をできるだけ速やかに資源化物の引取り先業者に引き渡せるように

業者の確保に努める。

(14) 最終処分の実施

既存処理施設から発生した埋立処分を要する残渣等は、平時の処理ルートで処理する。
(東京二十三区清掃一部事務組合管理の清掃工場の場合は、中央防波堤外側埋立処分場に、民間処理施設の場合は一般廃棄物の受入れが可能な産業廃棄物処分場に搬入する。)

4 し尿の処理

(1) 情報の収集及び共有

①区内の被害状況の把握

災害廃棄物処理本部（総務班）は、災害対策本部と連携し、以下の情報を収集し、関係機関と共有するよう努める。

- ・災害の発生状況（発生日時・場所、被害概要）
- ・避難所の開設状況
- ・道路啓開の進捗状況、復旧状況、交通状況
- ・ライフライン（電気、上水道、下水道）の状況

②処理施設の被害状況の把握

災害廃棄物処理本部（総務班）は、特別区災害廃棄物処理初動本部と連携し、東京二十三区清掃一部事務組合管理施設、民間し尿処理施設の被害状況を把握する。

③協定締結先の被害状況の把握

災害廃棄物処理本部（総務班）及び特別区において、し尿の収集及び運搬に関する協力協定締結先の収集運搬事業者の被害状況を把握する。

(2) し尿処理実施計画の作成

①し尿発生量及び必要となる資機材の推計

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、被災状況を基に、し尿の発生量の推計を行う。災害発生直後においては、原則、避難所は避難所運営委員会により運営され、災害対策本部に避難所施設の状況等の情報が集約されるため、災害対策本部に以下の情報を確認し、推計を行う。

- ・避難者数
- ・避難所内トイレの被害状況
- ・マンホールトイレの設置状況
- ・仮設トイレの設置状況

水洗トイレやマンホールトイレが使えない場合、簡易（携帯）トイレの使用及び仮設トイレの設置が行われるが、その際は平ボディ車またはダンプ車、バキューム車で収集運搬をすることとなるので、それぞれから発生するし尿量、車両台数の推計を行う。

②し尿処理実施計画の作成

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、以下の項目を内容に盛り込み、し尿処理実施計画を作成する。

- ・想定するし尿発生量
- ・必要となる資機材の量の推計（車両及び車種の台数など）

- ・確保可能な資機材の量の把握（車両の車種及び台数など）
- ・東京都へ応援要請する資機材の量の把握
- ・収集、運搬、処理体制
- ・避難所等における対応
- ・住民・避難者への広報
- ・対応スケジュール

③区民等への周知

災害廃棄物処理本部（総務班）は、し尿の収集に関する以下の内容について、区民及び事業所等に周知する。

- ・マンホールトイレ、仮設トイレの設置状況
- ・簡易（携帯）トイレの排出ルール、収集日

周知の手段については、出張所や町会へのチラシ配布、区ホームページ、区ニュース、SNS、渋谷のラジオを活用し、避難所においても周知を徹底する。

(3) 収集、運搬、処理体制の確保

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、避難所等において、収集の必要性がある簡易（携帯）トイレの使用及び仮設トイレの設置状況に応じて、特別区と調整しながら、収集体制を整備する。

特別区と連携しつつ、バキューム車等の配車を確保し、避難所施設からの情報に基づき、し尿収集作業を実施する。

①簡易（携帯）トイレからのし尿

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、簡易（携帯）トイレからのし尿を東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場へ搬入する場合、特別区災害廃棄物処理初動本部または特別区災害廃棄物処理対策本部に、指定される時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、特別区災害廃棄物処理対策本部で搬入先・搬入量を決定後、し尿を搬入する。

②仮設トイレからのし尿

仮設トイレから収集したし尿は、下水道施設での処理を優先し、品川清掃作業所及び民間処理施設の利用については、作業効率が良いと判断された場合のみ利用する。

区内には、し尿を直接搬入できる指定マンホールが設置されており、災害廃棄物対策本部（廃棄物処理班）は、指定マンホールに搬入する場合、事前に下水道事務所に連絡し、十分な安全管理のもと実施する。

ただし、事前連絡が困難な場合は事後速やかに下水道事務所に連絡する。さらに、指定マンホールの管路が閉塞等により使用不能となった場合には、直ちに使用を中止し、速やかに下水道事務所に連絡する。

水再生センターへ搬入する場合においても、下水道局に事前連絡することとし、事前

連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡する。

次に、品川清掃作業所または民間処理施設に搬入する場合には、災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、特別区災害廃棄物処理初動本部または特別区災害廃棄物対策本部に、毎日指定する時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する必要がある。

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、特別区災害廃棄物処理対策本部で搬入先・搬入量を決定後、し尿を搬入する。

（４）東京都への支援要請

災害廃棄物処理本部（総務班）は、収集運搬車両を確保できない場合には、東京都に支援要請をし、収集運搬車両を確保する。

5 生活ごみの処理

(1) 情報の収集及び共有

①区内の被害状況の把握

災害廃棄物処理本部（総務班）は、災害対策本部と連携し、以下の情報を収集し、関係機関と共有するよう努める。

- ・避難所の開設状況（避難者数・ごみ置き場の設置場所）
- ・道路啓開の進捗状況、復旧状況、交通状況
- ・清掃関連施設周辺の道路の被災状況

②処理施設の被害状況の把握

災害廃棄物処理本部（総務班）は、特別区災害廃棄物処理初動本部等を通じて、東京二十三区清掃一部事務組合管理施設、最終処分場、民間処理施設の被害状況を確認し、稼働状況、復旧の目処を把握する。

③雇上会社の被害状況の把握

災害廃棄物処理本部（総務班）は、東京二十三区清掃協議会を通じて、雇上会社の被害状況、出庫可能台数を把握する。

(2) 生活ごみ処理実施計画の作成

①生活ごみ発生量の推計

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、被災状況及び避難所開設状況を基に、生活ごみの発生量を推計する。推計の対象は、避難所及び在宅避難者から排出される生活ごみ及び家財等の片付けごみ（主に粗大ごみ及び家電4品目）とする。

②生活ごみ処理実施計画の作成

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、推計結果を基に、必要な車両、人員等を算定し、通常の作業計画作成と同様の方法で生活ごみに係るごみ処理実施計画を策定する。なお、作成時には以下の点に留意する。

- ・収集するごみの優先順位
- ・臨時的な対応の内容及び継続期間（臨時の集積所の設置、収集頻度の変更、収集時間の変更等）
- ・道路状況等により通常の集積所に収集車両が入れない場合の対応
- ・避難所でのごみの排出方法と集積場所

③区民等への周知

災害廃棄物処理本部（総務班）は、生活ごみの収集に関する以下の内容について、区民及び事業所等に周知する。

- ・収集するごみの優先順位
- ・ごみ集積所、収集曜日、収集時間等の変更
- ・臨時的な分別方法及び排出ルール等
- ・分別の徹底
- ・粗大ごみ収集及び家電4品目収集等
- ・避難所でのごみの排出方法

周知の手段については、出張所や町会へのチラシ配布、区ホームページ、区ニュース、SNS、渋谷のラジオを活用し、避難所においても周知を徹底する。

(3) 地区集積所の活用と収集の効率化

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、生活ごみ置き場として、地区集積所を活用する。災害時には地区集積所に加え避難所にも集積所が設置されるため、これを踏まえたごみの収集・搬入の経路、人員配置計画を確定し、収集の効率化を図る。

(4) 収集、運搬、処理体制の確保

災害廃棄物処理本部（廃棄物処理班）は、「災害時における雇上車両の配車マニュアル（臨時配車の手続き）」に従い、清掃車両の必要台数を東京二十三区清掃協議会に要請する。

特別区は、直営車両及び雇上車両を確保しても、なお清掃車両の確保ができない場合、東京二十三区清掃協議会を通じて、協定締結先に対して応援要請を行う。

災害廃棄物処理本部（総務班）は、協定締結先からの支援要請でも不足する場合には、特別区災害廃棄物処理初動本部または特別区災害廃棄物対策本部を通じ東京都へ要請する。

東京二十三区清掃一部事務組合管理の清掃工場に搬入する時には、災害廃棄物対策本部（廃棄物処理班）は、東京二十三区清掃一部事務組合に毎日指定される時刻までに翌日以降の搬入予定量（日量）を連絡する。

(5) 環境衛生対策

災害廃棄物処理本部（環境対策班）は、地区集積所及び避難所において害虫等の発生防止活動や駆除活動など環境衛生対策を行う。

第3節 応急対策期

1 発生量、要処理量、処理可能量の見直し

発生量と既処理量をもとに、現時点で処理しなければならない災害廃棄物などを要処理量として逐次把握する。公費解体の受付状況や各仮置場への搬入状況を踏まえて、随時、発生量及び要処理量の見直しを行うとともに、各処理施設の復旧見込時期や稼働状況を踏まえ、処理可能量を見直し、渋谷区災害廃棄物処理実行計画の更新を行う。

処理可能量が不足する場合は、東京都に要請し、広域処理をする。

2 公費解体の受付、解体工事

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行うべきではあるが、国が特例措置として、区が損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある。ただし、災害の規模等によって補助金対象かどうか異なるので、国の通知等を確認し、公費解体の対象を決定する。

その後、区民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口も設置する。

申請受付後は、その建物の権利関係を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断を行う。

解体・撤去することが適当と認められたものについて建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位を考慮しつつ、民間事業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、またアスベストなどの有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

3 環境モニタリングの実施

初動期に引き続き、仮置場の管理者は、ガス抜き管を設置し、災害廃棄物の自然発火による火災を防止する必要がある。また、必要に応じて仮置場における大気、騒音・振動、土壌、水質等の環境モニタリングを行う。

4 国庫補助金の対応

国は、災害時には、災害等廃棄物処理事業という形で財政上の支援を実施する。

災害等廃棄物処理事業とは、区が実施する災害廃棄物の収集や運搬及び処分等の災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災区を財政的に支援することを目的としているものである。

区は、被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、「災害関係業務事務処理マニュアル」を基に災害報告書を作成し、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請を行う。

また、災害報告書には添付資料として、気象データ、行政区域地図等、被災写真、災害廃棄物発生量の推計資料、事業費算出内訳の根拠資料の提出を求められることもあるため、資料作成のプロセスについて策定する。

第4節 復旧・復興期

1 発災後に策定する計画の見直し

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理の過程における新たな課題が次第に判明する可能性がある。

処理の進行に応じて災害廃棄物の発生量や要処理量、処理可能量の見直しが行われた場合や災害等廃棄物処理事業費補助金の対象や補助率の決定又は変更があった場合等に、随時、必要に応じて渋谷区災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

2 復興資材の有効活用

災害廃棄物の再資源化により生成された復興資材を、積極的に活用して災害からの復旧・復興に資する必要がある、事業者においても、可能な限り復興資材の活用に努める。

3 進行管理

初動期から引き続き仮置場の運営や区民の生活環境の確保、作業安全性の確保、区民への広報、国庫補助金対応等を実施するとともに、処理事業の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行う。

4 仮置場の原状復帰

仮置場の復旧にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

- ・ 仮置場の復旧は、原状回復が基本であるが、土地所有者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施する。詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。
- ・ 土地所有者等に対しては、必要に応じて、原状回復に係る計画説明会の開催や、完了時の返地立会などの機会を設ける。
- ・ 仮置場の造成時に埋設した災害廃棄物等がある場合は、掘り起こして適切に処理する。
- ・ 土壌分析は、仮置場の規模、仮置きした災害廃棄物及び選別作業等の種類、仮置期間と返却後の土地用途を勘案し、リスクに応じてその必要性を検討する。
- ・ 土壌分析を行う場合は、災害廃棄物の仮置履歴から災害廃棄物の種類毎に含まれる可能性のある有害物質を確認し、必要な分析項目を設定する。土壌調査の方法については、以下の資料が参考となる。

※「災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領」（岩手県）

※「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」
（平成27年2月、岩手県）

※「東日本大震災により発生した災害廃棄物の二次仮置場閉鎖に伴う土壌汚染確認調査方針について〈骨子〉」（宮城県）

※「災害廃棄物処理業務の記録＜宮城県＞」（平成 26 年 7 月、宮城県環境生活部震災
廃棄物対策課）

※「東日本大震災における震災廃棄物処理の記録」（平成 28 年 3 月、仙台市環境局）

- ・ 土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策工事を実施する。
- ・ 原状回復が終了した土地については、土地所有者と確認書を取り交わし、それぞれ保管
することが望ましい。

第4章 継続的な計画の見直し

第1節 教育・訓練の実施

発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、具体的な方法等を検討したうえで、災害廃棄物処理に関する職員への訓練、演習を継続的に実施する。訓練は関係部署・関係機関にも参加を求め、平時から関係者間の連携強化を図る。また、都や特別区が主催する訓練・演習には積極的に参加し、関係強化を図っていく。

第2節 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国の定める法令・指針、都の関連計画、特別区ガイドライン等
の見直し状況、訓練や演習の実施状況を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

見直しのタイミングの例は以下に示す。

- ・ 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、災害廃棄物対策指針が改正された場合
- ・ 区地域防災計画や被害想定等が修正された場合
- ・ 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- ・ 訓練、演習を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- ・ 火山による災害を踏まえた見直しが必要と判断された場合
- ・ その他本計画の見直しが必要と判断された場合